

令和八年
二月
青森県議会第三百二十五回定例会会議録
第六号

令和八年三月九日（月）議事日程 第六日

午前十時三十分開議

第一、一般質問

第二、議長休会提議

本日の会議に付した事件

第一、一般質問（工藤兼光、小笠原大佑、川村 悟、寺田達也各議員）

第二、議長休会提議

午前十時三十分開議

出席議員 四十四名

議長 長 工藤 慎 康

副議長 長 齊藤 爾

一番 工藤 慎 康

四番 工藤 悠 平

六番 夏堀 嘉一郎

八番 北 向 由 樹

十番 齊藤 孝 昭

十二番 後藤 清 安

十五番 成 田 陽 光

十七番 大崎 光 明

十九番 和田 寛 司

二十一番 菊池 勲

二十三番 田端 深 雪

三番 井本 貴 之

五番 小笠原 大 佑

七番 大澤 祥 宏

九番 大 平 陽 子

十一番 夏坂 修

十三番 吉田 ゆかり

十六番 福士 直 治

十八番 木 明 和 人

二十番 小比類巻 正規

二十二番 高畑 紀 子

二十四番 吉 侯 洋

二十五番 鶴賀谷 貴

二十八番 齊藤 爾

三十番 蛭 沢 正 勝

三十二番 夏堀 浩 一

三十四番 今 博

三十六番 安藤 晴 美

三十九番 丸 井 裕

四十一番 三 橋 一 三

四十三番 森 内 之 保 留

四十五番 田 中 順 造

四十七番 伊 吹 信 一

欠席議員 一名

十四番 大澤 敏 彦

欠 員 三名

二 番 二十六番 三十七番

出席事務局職員

局長 工藤 康 成

議事課長 角 田 正 人

総括主幹 下村 恭 子

主 幹 山 口 友 一

主 査 岡 崎 正 博

地方自治法第二百一十一条による出席者

知 事 宮 下 宗 一 郎

副 知 事	小 谷 知 也		
副 知 事	奥 田 忠 雄		
総 務 部 長	澤 純 市		
財 務 部 長	千 葉 雄 文		
総合政策部長	後 村 文 子		
こども家庭部長	若 松 伸 一		
交通・地域社会部長	舩 木 久 義		
環境エネルギー部長	豊 島 信 幸		
健康医療福祉部長	守 川 義 信		
経済産業部長	上 沢 謙 一		
観光交流推進部長	齋 藤 直 樹		
農林水産部長	成 田 澄 人		
県土整備部長	新 屋 孝 文		
危機管理局長	築 田 潮		
国スポ・障スポ局長	出 崎 和 夫		
会計管理者	小 坂 秀 滋	教 育 次 長	早 野 英 明
教 育 長	風 張 知 子	警 務 部 長	中 村 誠
警察本部長	安 田 貴 司	監 査 委 員	佐 々 木 知 彦
監 査 委 員	佐 々 木 知 彦	監 査 委 員 事 務 局 長	松 田 大

○議長（工藤慎康） おはようございます。ただいまより会議を開きます。

◎ 一般質問 継続

○議長（工藤慎康） 一般質問を継続いたします。

四十二番工藤兼光議員の登壇を許可いたします。――工藤議員。

○四十二番（工藤兼光） おはようございます。自由民主党の工藤兼光

でございます。第三百二十五回定例会に当たり、登壇の機会をいただきました皆様方に感謝を申し上げます。せっかくの機会でございますので、議長のお許しをいただき、所感を語りながら質問に入りたいと思います。

二〇二六冬季オリンピックミラノ・コルティナ大会が二月に行われました。その中で日本のアスリートの方たちの見事な活躍ぶり、全世界の観衆が見守る中、金、銀、銅、合わせて二十四個のメダルを獲得したのであります。中でも金に輝いたりくりゆうペアの演技は歴史に残り、末代まで語り継がれることだと思っています。また、あれだけの演技を続けながらメダルに届かなかった平野歩夢選手、へこたれることなく、また次に向けてと力強いコメント、その気力に私も何だか勇気が湧いてきたような気がしてならないのであります。感動のないところに発展性はないと人々は言います。

そこで、最初の質問は、青の煌めきあおもり国スポについてであります。

いよいよ今年、本県では昭和五十二年のあすなる国体以来、実に半世紀ぶりとなる国民スポーツ大会、国スポの本大会が開催されます。申し上げるまでもなく、国スポは国内最大のスポーツの祭典であり、国内トップクラスの選手たちが力と技を競い合い、そして多くの関係者の方々が本県を訪れます。

この祭典を迎えるに当たって、私は、故木村守男先生が青森県知事時代に宣言したスポーツ立県を思い起こしました。今から二十七年前、平成十一年七月十一日、約一万五千人の人々が見守る中、青森県総合運動公園野球場で行われたセレモニーにおいて、スポーツに親しみ、スポーツに強い青森県の実現を目指す青森県スポーツ立県が当時の木村守男知事により高らかに宣言されたのであります。この日は国際ラグビー親善試合や車椅子ロードレースなどの障がい者スポーツの集いなど、様々なイベントが行われ、スポーツを通じて青森県が大いに沸き立った一日

だったことを思い出します。二十世紀の終節に打ち出されたこの宣言は、二十一世紀に向けて打ち出されました。このため、今年本県で開催される国スポにこのスポーツ立県宣言の精神が受け継がなければならないと私は考えております。

木村知事の宣言に次の一文があります。「目標に向かって全力を尽くす選手たちの懸命な姿は、私たちに大きな共感と活力を与えてくれます。スポーツの魅力の全てを心と体で感じ取り、新鮮な夢と感動をここから発信し、世界の人々と共有していきましょう。」この言葉から、私はこの大会を盛り上げ、レガシーとして引き継いでいくためにも、子供たちに国内トップクラスの選手たちの競技をぜひとも観戦してもらおうべきだと思っております。

そこで、国スポを盛り上げ、県民の記憶に残る大会とするため、次代を担う子供たちが競技を観戦できる環境づくりを進めるべきと考えますが、県の取組状況について伺いたいと思います。

次に、本県の世界自然遺産を活用した誘客促進についてであります。私の地元である鱒ヶ沢町や深浦町が位置する西海岸地域には多種多様な動植物が生息し、原生的なブナの天然林が広がる世界自然遺産白神山地があります。白神山地の自然は豊かな山の幸を育み、栄養豊富な伏流水は、恵まれた海の幸をもたらしてくれます。そして、世界最大級のブナの原生林では自然体験活動を堪能できるのであります。

また、青森県は、令和三年に世界文化遺産に登録された北海道・東北の縄文遺跡群の構成資産を多く有しております。縄文遺跡群は一万年以上も継続した定住社会、遮光器土偶などの考古遺物、そして、盛土や環状列石等の考古遺構など、その精神性や造形美が多くの人々を引きつけてくれます。

本県経済の活性化に向けて、県が観光振興に積極的に取り組んでいることは承知しておりますが、本県が有する二つの世界遺産の魅力を国内外に発信し、本県へのさらなる誘客促進に取り組むことは重要であると

考えております。

そこで、二点質問いたします。

一点目として、白神山地ビジターセンター及び縄文時遊館の観光入込客数について伺いたいと思います。

二点目として、世界遺産を活用した県の誘客促進の取組について伺いたいと思います。

次に、野生鳥獣被害対策についてであります。

昨年は熊の餌となるブナの実などのドングリが大凶作となり、人里近くに現れた熊による人身被害や農作物被害などが大きく報じられておりました。被害に遭われた十人の方々にお見舞い申し上げます。さらに、本県では絶滅したはずの鹿やイノシシも秋田県や岩手県の県境から侵入しており、既に多くの農作物などの被害が報告されております。

このような中、頼りになるのがハンターであります。我が鱒ヶ沢町の私の住む長平地区には、昔は多くの熊撃ちのハンターがおりましたが、現在は鱒ヶ沢町全体で六人しかいなくなり、今後の鳥獣被害対策に対応できるのか不安を抱えております。

そこで、二点質問いたします。

一点目として、県内の狩猟免許所持者の推移について伺いたいします。

二点目として、野生鳥獣被害対策においては、狩猟免許所持者の確保と育成が急務と考えますが、県の取組について伺いたいします。

次に、野生鳥獣被害対策の中で、農作物の野生鳥獣被害対策についてであります。

先ほども申し上げましたが、昨年はツキノワグマの出没件数が過去最多となるなど、山に近いところだけではなく、人の生活圏までに熊が出るようになりました。リング園地では熊による被害も見られ、畑に行くのが恐ろしいなど切実な声も聞いているところであります。また、熊以外でも新しく県内に入ってきた鳥獣による被害が拡大していると感じ

ております。

私の地元の西北地域の特産であるスイカでは外来生物のアライグマやハクビシン被害と思われる被害が増えており、生産者から大変困っているというお話を伺っております。被害防止対策を行う主体である市町村では、従来から本県に生息し、被害をもたらしているニホンザルやツキノワグマのほかに、近年、被害が増えているこうした鳥獣への対応も必要となり、負担が増加してきているのであります。

また、鳥獣に関する知識やマンパワーが不足している市町村もあることから、農作物を鳥獣から守るために、県においても、今後、有効な手だてを講じる必要があるのではないかと考えています。

そこで、二点質問いたします。

一点目として、近年の野生鳥獣による農作物被害の傾向についてお伺いいたします。

二点目として、野生鳥獣による農作物被害防止に向けて、県は今後どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

次に、西北地域における漁業振興についてであります。

本県の水産業は、近年、主要な魚種であるスルメイカやサケなどの回遊魚の漁獲量が著しく低迷し、令和七年の県全体の漁獲量は約六万八千トンと過去最も少なく、また、漁獲金額は三百五十五億円と過去十年で四番目に低いという危機的な状況にあります。また、日本海側の漁業生産を見てみますと、その大部分は回遊魚で占められており、スルメイカ、サケのほか、ブリ、ハタハタなどの豊漁、不漁は、資源量や来遊状況に左右されるところが非常に大きいのが実情であります。

令和七年の日本海全体の漁獲量は約四千六百トンと過去十年で最も少なく、また、漁獲金額は約二十九億円と過去十年で三番目に低いという状況であります。一方で、ナマコや海藻などの磯根資源については、種苗放流など資源を増やす取組と併せて、漁場環境を整えたり、取る量を人為的に管理することで計画的な漁業生産が可能な資源であります。

また、深浦町の沿岸ではサーモン養殖が定着するなど、これまで以上につくり育てる漁業が重要となってきました。今後の日本海地域における漁業経営の安定化を考えたときに、これまでの回遊魚を中心とした取る漁業だけではなく、水産資源を適切に管理しながら、ナマコの人工採苗やワカメなどの海藻類の増養殖など、つくり育てる漁業により、地先の磯根資源を有効に活用していくことがますます重要になってくるものと考えております。さらに、こうした磯根資源の増殖にとどまらず、ヤリイカなどの沿岸性魚種についても、その産卵場を保護、造成し、資源を増やしていくための漁場整備が地域漁業の安定には重要であると考えております。

そこで、二点質問いたします。

一点目として、西北地域におけるつくり育てる漁業の取組についてお伺いいたします。

二点目として、西北地域におけるヤリイカなどの沿岸性魚種の資源増大に向けて、県は漁場整備にどのように取り組んでいるのかお伺いいたします。

次に、西北地域の振興を支える道路整備についてであります。

二市五町で構成される西北地域は、広大な農地と豊かな海が育む農林水産業を基幹産業とする地域であり、高品質な米や果物、野菜、そしてマグロやイカなどの海産物は地域ブランドとして広く流通するなど、本県の農林水産業を支える重要な地域となっております。

しかしながら、農林水産業の出荷などにおいて必要不可欠な主要幹線道路ネットワークの整備は、まだまだ十分とは言えません。津軽自動車道柏浮田道路、国道百一号追良瀬Ⅱ期バイパス及び岩崎地区の事業が進められているとはいえ、牛島地区には狭隘区間が残るなど西北地域の十分なポテンシャルを生かし切れていないのが実情であります。

また、令和四年、令和五年に発生した豪雨に伴う土砂災害を経験し、災害発生時の西津軽能代沿岸地域での広域的な支援を展開するために

は、津軽自動車道や西北地域を縦断する国道一〇一号は極めて重要な路線であると改めて痛感しているところであります。

そこで、二点質問いたします。

一点目として、津軽自動車道柏浮田道路の整備状況について伺いたします。

二点目として、西津軽能代沿岸地域における道路整備の状況について伺いたします。

次に、私の地元である鰯ヶ沢町を流れる中村川の治水対策についてであります。

中村川流域では令和四年八月の記録的な大雨により、河川の氾濫に加え、市街地では内水氾濫も発生し、JR鰯ヶ沢駅などがある舞戸地区においては三百戸を超える床上・床下浸水となりました。あれから三年と半年が経過し、被災した護岸の復旧が進むなど、目に見えて対策が進んでいるところではございますが、私は今でも当時の悲惨な状況がはつきりと思い出されます。

私自身、中村川では二回目の水害を経験し、決して三回目はあつてはならないと強く感じているところであります。改めて中村川の治水対策をしつかりと進めていかなければならないと感じております。最近はいくまでの河川改修による治水だけでなく、国、県を挙げて流域治水ということで、様々な関係者によつて治水に関する取組が進められております。中村川においては、被災後、早急に流域治水の推進会議を立ち上げて、関係者が全力を挙げて様々な取組を進めております。

そこで、二点質問いたします。

一点目として、中村川の流域治水の取組状況について伺いたします。

流域治水ということで様々な関係者により取り組んでいくものではありますが、やはり治水対策の要は河川改修ということになってくると思います。令和四年度の定例会等において、中村川は激特事業の採択を

受け、五年間で五十億円もの予算を投じて重点的に河川改修を進める旨、御答弁をいただいているところであります。また、以前から懸念していた新富橋及びJR五能線の橋梁についても、架け替えに向け、具体的に動き出したと認識しております。

そこで、二点目として、中村川の河川改修事業の進捗状況について伺いたします。

次に、青森県立高等学校教育改革についてであります。

私の地元にある鰯ヶ沢高等学校は、昭和十八年の開校以来、有為な人材を多く輩出してきましたが、人口減少の影響もあり、平成三十年度にはついに一学級となり、さらにその後、入学者数が一桁となってしまった年もありました。しかし、近年は、学校、自治体、地域などの関係者が一体となって学校の活性化に熱心に取り組んできたため、入学者数が二十人を超えたこともあると聞いておりました。

そこで、二点質問いたします。

一点目として、鰯ヶ沢高等学校の活性化に向けて、学校及び鰯ヶ沢町ではどのような取組をしているのか伺いたします。

また、鰯ヶ沢高等学校は、現在、青森県立高等学校教育改革推進計画において地域校として配置されていますが、令和十年度から令和十九年度を計画期間とする青森県立高等学校魅力づくり推進計画の基本方針においては、新たに地域共育校を配置することとされており、地元住民の一人として、鰯ヶ沢高等学校が今後どのようなのか非常に気になっているところであります。

そこで、二点目として、青森県立高等学校魅力づくり推進計画における地域共育校の概要について伺いたします。

最後の質問は、特殊詐欺の発生状況と対策についてであります。

毎日のように県民が特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺の被害に遭っていることが報道されております。

先日、全国で特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺の令和七年の被

害総額が過去最悪を更新したとの新聞記事を目にしました。最近では、特に警察官などをかたった特殊詐欺が相次いで発生しており、テレビ電話を使って偽の逮捕状を示し、被害者の不安をあおって現金をだまし取るなど、その手口が悪質・巧妙化しております。

昨年十二月の文教公安委員会でも、警察官かたりの特殊詐欺について他の委員から質問があり、県警察から御答弁をいただいておりますが、少しでも多くの県民に特殊詐欺等の危険性を周知し、被害を減らさなければならぬと考えています。

私自身も、参加する各種会合では特殊詐欺防止のポスターを参加者に見せて、特殊詐欺の危険性を周知しています。県警察でもさらなる取組を推進していただき、特殊詐欺の抑止に努めていただきたいと思います。

そこで、二点質問いたします。

一点目として、本県における令和七年中の特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の発生状況についてお伺いいたします。

二点目として、特殊詐欺の被害防止強化に向けた県警察の取組についてお伺いいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（工藤慎康） 知事。

○知事（宮下宗一郎） おはようございます。工藤兼光議員にお答えいたします。

私からは、まず、国スポを盛り上げ、県民の記憶に残る大会とするための県の取組状況についてお答えいたします。

今年は世界でも日本でもスポーツの一年となります。二月のミラノ・コレティナ冬季五輪、三月、現在開催中のワールドベースボールクラシック、六月にはFIFAワールドカップ、九月には愛知県で開催されるアジア競技大会、そして十月の青の煌めきあおもり国スポと、日本国中の子供たちがこれらの観戦を通じて新たな挑戦を始め、夢を広げるきつ

かけとなる一年となります。

そして、青森県の子供たちにとって、青の煌めきあおもり国スポは、国内トップレベルの選手や競技を観戦し、本県選手をはじめ、各都道府県選手に声援を送ることで、スポーツの感動を実感できるまたとない機会になると私は考えております。

このため、県では、小学校及び中学校の児童生徒が競技を観戦できるよう、県教育委員会や市町村と連携して、各学校に競技会場での観戦を働きかけるとともに、観戦に際して使用するバスの借り上げ等に係る支援を行うこととしております。

この結果、現時点で、この事業には県内四十市町村のうち三十九市町村が参加し、県内三百九十校のうち三百四十七校が観戦を行うこととしております。残りの四十三校についても、これからさらに参加を呼びかけ、全ての子供たちがスポーツで一つになる瞬間をつくっていききたいと考えております。

続きまして、世界遺産を活用した誘客促進の取組についてお答えいたします。

世界遺産白神山地と北海道・北東北の縄文遺跡群は、人類共通の遺産として未来へ伝えるべき貴重な財産であり、本県への旅の目的となる重要な観光資源であることから、県では、SNS等を活用し、海外からのインフルエンサーも招請しながら、世界遺産を巡る旅の魅力を発信するとともに、国内外の旅行会社へ世界遺産に立ち寄る商品造成を働きかけ、誘客に結びつけております。

さらに、トレッキングツアーと一体となった白神山地を学ぶ都内での講座や教育旅行誘致に向けた県外学校関係者の現地視察会などに関係者と連携しながら実施しております。

続きまして、野生鳥獣による農作物被害防止に向けて、今後どのように取り組んでいくのかについてお答えいたします。

県では、野生鳥獣による農作物被害防止に向け、先般策定したツキノ

ワグマ等野生鳥獣被害対策パッケージに基づき、ゾーニング管理の推進、捕獲圧強化、狩猟者等の人材確保などに取り組んでいきます。

具体的に、ゾーニング管理の推進については、野生鳥獣を農地に寄せつけないよう、専門家の指導の下、農業者を含む地域住民が一体となって集落環境整備を行うモデル地区を二地区設置するほか、捕獲圧強化に向け、これまでの市町村に加え、農業者団体に対しても捕獲機材等の導入を支援いたします。

また、人材確保に向けては、近年、被害地域が拡大しているニホンジカやイノシシの実践的な対策技術の習得を図るため、専門家の派遣や研修会を実施するなど、鳥獣被害対策の主体である市町村への支援を強化し、生産者が安心して営農できる環境を整えていきます。

続きまして、中村川の流域治水の取組についてお答えいたします。

県では、令和四年八月に鰯ヶ沢町で発生した浸水被害を踏まえ、町や国、鉄道事業者など、様々な関係者で構成する中村川流域治水緊急対策推進会議を設立し、令和五年三月に、おおむね十年間で取り組む緊急対策メニューを策定しております。

具体的には、河川激甚災害対策特別緊急事業による河川改修の推進、内水対策の強化として、町による排水ポンプの整備、森林整備や田んぼダムの推進、防災教育の実施など、ハード、ソフト一体となった多層的なものとなっております。

また、先月には、将来の気候変動に対応した治水対策として中村川水系河川整備計画を変更し、さらに流域治水の実効性を高めるための法定計画である流域水害対策計画の策定を進めているところであります。

私からは以上です。

○議長（工藤慎康） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） 西北地域の漁場整備の取組についてお答えいたします。

県では、沿岸性魚種の資源増大を図るため、水産生物の成長ステージ

や習性などに合わせ、沿岸には産卵や稚魚の生息場所となる藻場を、その沖合には幼魚の育成場や成魚を効率的に漁獲する魚礁漁場を一体的かつ広域的に整備しております。

西北地域においては、沿岸性魚種であるウスメバルやヤリイカなどの漁獲量を増やすことを目的として、令和五年度から令和十三年度までの九年間で、藻場十四か所、育成場八か所、魚礁四か所の漁場整備を進めることとしております。

これまでに鰯ヶ沢町舞戸町沖など二か所の藻場整備を完了し、今年度は深浦町風合瀬沖や田野沢沖などで藻場三か所、育成場一か所、魚礁二か所の整備に取り組んでいるところでございます。

○議長（工藤慎康） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 野生鳥獣被害対策について二点お答えいたします。

まず、県内の狩猟免許所持者の推移についてでございます。

野生鳥獣対策の要となる狩猟免許の所持者数については、昭和五十六年度の延べ約七千三百人をピークに、平成二十七年には過去最少の延べ千四百人まで減少しましたが、以降、徐々に回復し、令和六年度には延べ約二千二百人となっております。

次に、狩猟免許所持者の確保と育成の県の取組についてでございます。

県では、狩猟免許所持者の確保に向け、免許試験会場を青森市、県南地域、津軽地域の三地区とするほか、今年度からは農繁期を避けた十二月にも実施するなど、実施回数を年四回に増やすといった受験環境の改善を図るほか、講習会受講料などの免許試験に要する費用の一部の助成を行っております。

また、狩猟者の育成に向けては、熊、鹿、イノシシなどの大型獣の捕獲技術を習得する講習会を引き続き実施するとともに、意欲ある狩猟者を県外の研修機関に派遣し、捕獲に係る知識や技術の向上を図ることと

しております。

○議長（工藤慎康） 観光交流推進部長。

○観光交流推進部長（齋藤直樹） 白神山地ビジターセンター及び縄文時遊館の観光入込客数についてお答えいたします。

青森県観光入込客統計によると、令和六年の白神山地ビジターセンターの観光入込客数は三万五千六百四人で、前年に比べ九九・二％、縄文時遊館は二十三万六千三百四十九人で九八・六％となっています。

○議長（工藤慎康） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 御質問二点にお答えいたします。

初めに、近年の野生鳥獣による農作物被害の傾向についてです。

本県における野生鳥獣による農作物被害額は、近年、減少傾向にありましたが、令和四年度と比較して、令和五年度は約一・九倍の九千百六十一万円、令和六年度は約一・四倍の六千四百五十四万円にそれぞれ増加しています。

鳥獣の種類別では、令和二年度まではカラスなどの鳥類が約五割を占めていましたが、令和五年度にはツキノワグマ、令和六年度にはイノシシとニホンジカを合わせた被害が約五割を占めており、大型獣による被害が増加しています。また、ハクビシンによる被害額が増加傾向にあるなど、被害をもたらす鳥獣の種類が変化してきています。

作物別では、果樹が最も多く、次いで野菜となっており、近年はツキノワグマやニホンジカによる被害が多かったことから、果樹の被害額が増加傾向にあり、直近のデータである令和六年度では全体の約七割となっています。

続きまして、西北地域におけるつくり育てる漁業の取組についてお答えいたします。

県では、西北地域において、つくり育てる漁業を普及、定着させるため、令和六年度から深浦港及び北金ヶ沢漁港内でサーモン養殖の生けすの下にナマコを放流し、さらにその周辺でワカメやアカモクといった海

藻類の養殖試験を行っています。

この取組により、ナマコの生息数が増加したほか、海藻類も順調に成長しており、今後は海藻類の効率的な養殖方法を検討していくこととしています。

また、中泊町小泊地区では、県が青森県栽培漁業振興協会に委託して生産しているマツカワの稚魚を用いて、民間漁業者が陸上での養殖試験を行っており、出荷サイズ八百グラムまでの養殖が可能となったことから、今後、採算性について検討することとしています。

○議長（工藤慎康） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 御質問三点にお答えいたします。

まず、津軽自動車道柏浮田道路の整備状況についてお答えいたします。

国直轄事業として整備が進められている津軽自動車道は、全体延長約三十八キロメートルのうち、これまでに約七割となる約二十五キロメートルが供用されています。

未供用の区間につきましては、柏浮田道路として平成三十年度から事業着手されており、用地取得は順調に推移しているほか、軟弱地盤対策などの道路改良工事が鋭意進められています。

県としましては、引き続き、県議会や地元自治体に御協力をいただきながら、柏浮田道路の早期完成を国に強く働きかけてまいります。次に、西津軽能代沿岸地域における道路整備の状況についてお答えいたします。

西津軽能代沿岸地域において、国道百一号は、青森県と秋田県をまたぐ唯一の幹線道路でありながら、近年の豪雨により、度々通行止めが発生するなど、その脆弱性が課題であると認識しています。

これまでに両県の沿道市町と連携して議論を重ね、令和六年九月には深浦町と秋田県八峰町がそれぞれの地域防災計画に相互応援協定を組み込んだことや、昨年四月には、国道百一号のうち、両町の防災拠点で

ある深浦町役場と道の駅「はちもり」間を結ぶ区間が国から重要物流道路の代替・補完路として追加指定されたことなど、当該地域の道路機能強化に向けた基盤が整ってきたところです。

また、県事業では、追良瀬Ⅱ期バイパスについては、仮称新追良瀬橋の架設工事が今年度末に完了し、令和九年度までに部分供用する見通しで整備を進めているほか、令和六年度から事業化している岩崎バイパスでは、現在、道路詳細設計を進めているなど、引き続き、当該地域の道路整備を着実に進めてまいります。

次に、中村川の河川改修事業の進捗状況についてお答えいたします。中村川では、再度災害防止のため、河川激甚災害対策特別緊急事業により、河口から国道百一号新中村橋上流までの一・四キロメートル区間において、令和四年度から来年度までの五年間で河川改修を集中的に進めることとしています。

今年度は、河口部等における護岸整備を引き続き進めるとともに、中流部の舞戸橋付近で実施している河道掘削が完了する見込みでございます。

来年度は、人道橋である新富橋の架け替え工事に着手するほか、河口部側の河道掘削を引き続き実施する予定としております。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 御質問二点についてお答えします。

まず、鰯ヶ沢高等学校の活性化に向けた学校及び鰯ヶ沢町の取組についてです。

鰯ヶ沢高等学校を含む地域校においては、学校関係者と市町村関係者等で構成する地域校活性化協議会における協議結果等を踏まえ、学校と地域等が一体となって教育環境の充実に取り組んでおります。

鰯ヶ沢高等学校が実施している具体的な取組としては、鉄道のダイヤ編成に合わせた登校時刻の設定、ゴルフ部、野外活動部といった特色ある部活動の設置等があります。

また、鰯ヶ沢町が実施している具体的な取組としては、登校時刻に合わせたコミュニティバスの運行、検定試験や通学等に係る経費の支援等があります。

次に、青森県立高等学校魅力づくり推進計画における地域共育校の概要についてお答えします。

令和十年度からを計画期間とする青森県立高等学校魅力づくり推進計画基本方針では、地域と共にある高等学校づくりを進めるため、各実施計画期間開始時において、市町村に一校のみ配置される一学年当たり二学級以下の規模の高等学校を地域等と一体となって学校の活性化に取り組む地域共育校として配置することとしています。

また、地域共育校として配置する高等学校については、教育活動の質の向上に計画的に取り組むことができるよう、学校の活性化に向けた方策等について協議する地域協議会をあらかじめ設置することとしています。

地域協議会では、毎年度、学校の活性化に向けた取組を進め、その成果や課題について検証するとともに、高等学校教育として求められる質の確保の観点を考慮しながら、検証結果や入学者数の状況に応じて、さらなる改善策、学級減や募集停止を含む学校の在り方について協議することとしています。

○議長（工藤慎康） 警察本部長。

○警察本部長（安田貴司） 特殊詐欺等の発生状況と対策のうち、本県における令和七年中の特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の発生状況についてお答えいたします。

令和七年中の県内における特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の認知状況につきましては、暫定値で特殊詐欺が認知件数百五十五件、被害額約六億三百六十二万円、SNS型投資・ロマンス詐欺が認知件数百十七件、被害額約八億五千二百三十七万円となっております。

続いて、特殊詐欺等の被害防止強化に向けた県警察の取組についてお

答えいたします。

県警察では、最新の手口を県民に周知するために、県警察防犯アプリ「まもリン」や県警察公式エックス、インスタグラムなどを活用した迅速な情報発信、防犯講話や巡回連絡の機会を通じた対面による注意喚起、防犯ボランティアと連携したスーパーマーケット等での広報啓発活動などを行っております。

また、昨年十二月には特殊詐欺等被害防止対策の集中警戒期間を設け、金融機関やコンビニエンスストアなどの関係機関、事業者と連携してＡＴＭ警戒を強化し、利用者への注意喚起を促進、金融機関職員に対する水際対策教養、コンビニエンスストアへの巡回強化などの取組を県下一斉に行い、県民が特殊詐欺等に遭わないための未然防止対策を強化しております。

○議長（工藤慎康） 工藤兼光議員。

○四十二番（工藤兼光） 時間が大分あるようなので、要望をくどくどとやりたいなと思っていましたので、お願いします。

知事、副知事、それから担当部長、御答弁大変ありがとうございます。そしてまた、教育長にも、警察本部長にもありがとうございます。それでは、要望と、ちょこつとの再質問だけでも、やってみたいと思っています。

今、高市政権でも、また、宮下知事のところでもお話があるんだけど、もう、「スピード感を持って」、この言葉が大好きであります。津軽自動車道についてなんですけれども、追良瀬Ⅱ期バイパスもいつも見て、だんだんとできているのを見て、ああ、間もなくだなということ。地域の人も話をしております。岩崎バイパスもそうだし、それから津軽自動車道、さつき県土整備部長からのお話もありましたように三十八キロ区間、この道路が始まったのは、たしか平成二年頃であったと思っています。

当時、木村守男先生が建設政務次官だった頃、全国で七本の高規格道

路の候補地を青森県に二つ持ってきた。それが八戸久慈自動車道、それから浪岡から鰯ヶ沢町までのこの道路ということで、自慢話で聞いていました。それと、浪岡から鰯ヶ沢町までの道路は大変苦労したんだそうです。というのは、高規格道路としては距離が短いということであつたんだそうです。それから五所川原が供用開始をして、それから五所川原西バイパス三・八キロも、岩木川に橋があつたので十年くらいはかつたと思つていても、あと、鰯ヶ沢道路三・七キロも八年か九年ぐらいかかつていてと思つていたが、あと、十二・二キロだったか、三キロだったか、この区間は、この分だとまだ二十五年もかかるのではないかと思うんだけど、ここは一つ皆さん連携して、そして国に強く働きかけてもらつて早く供用開始してもらいたい。

前段でも言いましたけれども、農林水産物を首都圏に運ぶとか、救急医療、県病まで運ぶとか、大変重要である道路で間違いないけれども、あと、今、観光産業が大変いろんな産業に波及効果をもたらすということ、これも大変重要でありまして、新青森駅から鰯ヶ沢町まで、それから青森空港から鰯ヶ沢町まで大変時間がかかります。何とか鰯ヶ沢町まではと言ふんだけど、やっぱり深浦町まで行つてもらわないと、私の見守る地域です。走ってみると――知事もこの前、冬に走つてみて大変お疲れさまでした。遠いので、苦労の分だけ感動が湧くというけれども、今はやっぱり時間もいろいろ勘定します。その辺で、今、海の駅とか道の駅とかは奥さんたちが山のものを加工したり、海のものも加工したり、それでみんな一生懸命やつて、いいお金を稼いでいる人もいっぱいいるわけなので、いろんな面で重要な道路でありますので、スピード感を持ってお願ひしたい。ここが一つであります。

あと一つは、県道稲盛千代町山田線の整備というタイトルがあつて、私もここはいつも見て歩いているんだけど、随分はかどるなと思つて、この分だと本体の道路ができないうちにできてしまうのではないかなと思つたりしていました。皆さん、稲盛千代町山田線というのはどの辺

なんだと思うので、つがる市役所のあの辺に一つ棒を立てると、あとつがる市森田町中田という集落があつて、その辺に来る道路であります。つがる市木造の、そこから距離は何ぼあるんだか、ここも並行して頑張ってもらいたいなと思つておりました。

まだ九分ありますので、農林水産部長、やつぱり今、サケも来なくなつたし、どこさ行つたもんだか分かりませんか。それから、ハタハタもどこさ行つたか分からない。なので、魚のすめる環境、私たちもそうだけれども、その魚たちに帰つてきてもらいたい、そういう環境をつくらなければいけないと思つていました。（発言あり）分からない。だんだんに津軽弁、早口になつていきますけれども、大型魚礁をつくつているのをこの前も見て、副知事が写真を撮つたりしてましたので、皆さん欲しがつて成果が上がっているということです。欲しがつていきますので、なお一層頑張ってもらいたいと思つていました。

あと、さつき壇上でナマコも言いましたけれども、私はナマコの子供の調査に行つたんだけど、虫眼鏡で何ぼ見てもナマコの子供は見えないわけ。それから何日かして行つたら、もう海に放してしまつたと言つていたので、成田農林水産部長、もうちよつと大きくしてから放せばと思つたんです。そういうことで、なお一層、魚がすめる沿岸を整備していただきたいなということの要望でございます。よろしく願ひします。

稲盛千代町山田線の整備も一緒に進めたいと思うので、この辺について、県土整備部長、まだ時間がありますのでお願いします。

○議長（工藤慎康） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 議員御指摘の県道稲盛千代町山田線につきましては、仮称木造インターチェンジへアクセスする道路として整備を進めているものでございます。

県では、この仮称木造インターチェンジや国道百一号などへのアクセス向上を図ることを目的として、令和元年度に延長一・五キロメートル

の県道稲盛千代町山田線バイパス整備事業に着手しております。

今年度は、前年度に引き続き、埋蔵文化財調査及び道路改良工事を進めており、昨年十月には用地取得が完了したことから、今後を着実に整備を進めてまいります。

○議長（工藤慎康） 工藤兼光議員。

○四十二番（工藤兼光） ありがとうございます。終わります。

○議長（工藤慎康） 午さんのため、暫時休憩いたします。

午前十一時二十六分休憩

午後一時再開

○副議長（齊藤 爾） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

五番小笠原大佑議員の登壇を許可いたします。——小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 立憲民主・無所属の会の小笠原大佑です。通告に従い一般質問を行います。

まず初めに、道路管理者間の連携による道路除排雪についてです。

今回の議会でも多くの議員が触れていますが、今年の雪は本当に大変でした。県内各地で豪雪となり、青森市では二月一日に平年の二・七倍に当たる積雪百八十三センチを記録しました。観測史上四番目の積雪です。昨年もすごい雪だったので、さすがに今年は少し落ち着くのではないかと思います。おてんと様は容赦がありませんでした。

豪雪の影響は、通勤、通学、通院、物流など、県民生活のあらゆる場面に及びました。生活道路に雪がたまり、道幅が狭くなる、車が出せない、買物に行けない、灯油が届かない、そんな不安の中で暮らした県民は少なくないと思います。特に青森市の除排雪体制をめぐっては様々なことが報道され、現在、青森市議会でも議論が行われています。詳細には立ち入りませんが、不明瞭な点がきちんと明らかにされ、今後の改善につながっていくことを願っています。

今回の豪雪の中で私が改めて重要だと感じたのは、国道、県道、市町村道といった道路管理者の違いを超えて、切れ目なく除排雪を行うという視点です。県民からすれば、どの道路がどの管理者の所管かというところは、正直あまり関係ありません。実際には一続きの生活道路として使っているからです。だからこそ、豪雪時に道路管理者同士が連携し、一体的に除排雪を行う、いわゆるスクラム除雪は非常に重要だと考えます。人口減少や職員体制の制約、そして豪雪時の対応力の限界を考えれば、市町村単独では十分な除雪体制を維持することが難しい場面もあるはずです。そうした中で、実際の除排雪の場面で県と市町村が連携することには大きな意味があります。今後もしこうした連携をさらに深めながら、豪雪への対応力を高めていく必要があると考えます。

そこでまず、今年の冬におけるスクラム除雪の実施状況について伺います。

あわせて、今回、危機管理対応として行われた県による代行除雪はどのような場合に実施するのか、改めて伺います。

次に、子育て支援の利便性向上についてです。

青森県で安心して子供を産み育てるためには、支援メニューの数だけでは足りません。いざというときに本当に使いやすいか、そこが何より大事です。例えば保護者が急に体調を崩したとき、どうしても仕事で迎えに行けないとき、特に独り親家庭や近くに頼れる親族がない家庭にとって、ショートステイやトワイライトステイは大きさではなく、命綱とも言える支援です。しかし、現実には手続が分かりにくい、施設に預けることへの心理的な抵抗があるなど、支援を必要としている家庭ほど利用に踏み出しにくい面があるのではないかと感じています。本当に困っている人を孤立させないためには、もっと気兼ねなく頼れる制度にしていく必要があります。

そこでまず、本県における子育て短期支援事業の実施状況と必要としている家庭への利用促進に向け、今後どのように取り組んでいくのか伺

います。

関連して、県が実施しているあおもりキッズシッター利用支援事業のことを質問します。

過去の答弁によれば、事業開始から令和七年八月末までの約三か月間で、利用実績は延べ十六世帯、児童二十八人、助成額約四十九万円にとどまったとのことでした。県として様々な媒体を使って周知に努めていることは承知しております。ただ、現場の保護者から聞こえてくるのは、利用が伸び悩む大きな理由は、単に制度を知らないからではなく、利用料を一旦全額立て替えなければならない仕組みにもあるのではないかという話を聞くのです。

パンフレットや県のホームページには、一時間当たり四百円が自己負担となるよう助成とありますが、実際には、その日に一時間当たり二千五百円程度の利用料をまず全額支払い、その後、書類を提出して差額が戻る仕組みです。利用者からは、二時間預けるだけでもその場で五千元を用意するのは厳しい、後から戻ると分かっているにもかかわらず、今月の生活費の中から先に出す余裕がないといった声も聞きます。サービス提供する事業者の側からも、その場で全額を受け取る仕組みは利用者の負担が大きいのではないかという声があるようです。

非課税世帯への配慮など、制度上の工夫があることは承知しています。しかし、物価高の中で日々の生活をやりくりしている家庭にとつて、一時的にでも立て替えることはなかなかの負担となってしまうます。その結果、手元に立て替える余裕のある家庭しか使いにくく、本当に支援を必要としている家庭ほど制度に手が届きにくい、そうした事態が起きているのではないのでしょうか。子育て支援先進県を目指す本県として、この制度がより活用されてほしいと思います。

まず、一点目の質問です。あおもりキッズシッター利用支援事業の現在の実施状況について伺います。

また、このキッズシッター事業を本当に必要としている御家庭へしつ

かりと届けるための具体的な提案もしたいと思います。先ほども触れましたが、利用する御家庭が一度全額を負担して、後からお金を返してもらうという今のやり方は、日々の生活費を懸命にやりくりしている子育て世帯にとって、現金を一時的に立て替えることが想像よりも高いハードルなのではないでしょうか。県としても、一人でも多くのお母さんやお父さんを助けたいという思いで始められた事業だと思います。だからこそ、利用するその日にシッターさんへ払うお金を一旦全額払うのではなく、本来の負担分、数百円だけで済むようにできないでしょうか。お財布の心配をせずに、本当にしんどいときに助けてと言える、安心して子供を預けられる環境をつくるために、利用者は自己負担だけを支払えば済む仕組みにするなど、本事業の普及に向けて、現物給付の形などにするべきと考えますが、県の見解を伺います。

次に、社会的養護を必要とする子供の居場所の確保についてです。

家庭は本来、子供にとって一番安心できる場所であるはずですが。けれども、現実には、虐待やネグレクト、家庭の様々な事情によって家にいることそのものが苦しい子供たちがいます。そうした子供たちを家庭だけに任せず、社会全体で支え、守り育てていくのが社会的養護です。その出発点になるのが、安全に眠れ、食事ができ、安心して過ごせる居場所です。助けを求めたくても求められない子供がいる、帰る場所があっても、そこに安心して帰れない子供がいる、そうした子供たちに必要なのは、説教でも我慢でもありません。まずは安全に過ごせる場所です。子供が行き場を失わないようにすることは、私は命を守ることそのものだと思っています。

児童相談所に寄せられる相談は年々複雑になっており、県の資料では、令和六年度の児童虐待相談件数は二千三百八十件に上ります。実際、一時保護された児童の八割以上が虐待を理由としており、家庭という密室で深く傷ついた子供たちを安全に保護し、心身のケアを行う一時保護所や委託先の役割はこれまで以上に重要になっています。

県全体の一時保護人数は減少傾向にある一方で、集中管理を行っている中央児童相談所の一時保護所に目を向けると、令和六年度の実人員は百六十五人で、前年度から五十九人増えています。その一方で、一人当たりの平均保護日数は十六・〇日と、前年度より八・八日短くなっています。これは、現場が早いサイクルで入退所を繰り返しながら、何とか受け止めている逼迫した状況の表れではないでしょうか。大人から逃げてきた子供たちにとって、保護所はおびえることなく安心して過ごせる場所であればなりません。

そこで、現在の児童相談所における一時保護所の受入れ状況はどうなっているのか、また、居室の個室化の状況について伺います。

そして、委託一時保護についても伺います。

一時保護所での受入れが難しい場合や、子供の状況に応じて外部に保護を委ねる委託一時保護について、令和六年度は、児童福祉施設や里親への委託人数が減少する一方、警察への委託が四十四人となり、前年度から八人増えていきます。夜間や緊急時を含め、福祉的な受皿への円滑なつながりに課題があるのではないのでしょうか。本来であれば、傷ついた子供たちは、できる限り家庭的な環境や専門的なケアが可能な福祉施設で保護されるべきです。夜間対応も含めた里親の確保や児童福祉施設などとの連携強化など、子供たちを確実に受け止める委託先を安定的に確保していくことが必要だと考えます。

そこで、委託一時保護先の確保に向けた県の取組について伺います。

次に、障がい者雇用の促進についてです。

働くということは、単に収入を得るためだけではありません。社会とつながり、自分の役割や居場所を見つけるという人としての根っこ喜びにもつながるものです。障がいのある方々も地域で自立したい、誰かの役に立ちたいという思いを強く持っています。

しかし、現実的就職活動や職場定着にはまだ高い壁があります。国が定める法定雇用率は段階的に引き上げられていますが、現場の中小企業

からは、雇用したい気持ちはあるけれども、どのような業務を任せればよいか分からない、体調面の変化などに自社だけで対応し切れるか不安だという意識があったりするのではないでしょうか。企業側が後ろ向きなのではなく、やり方やノウハウが分からず困っている、そこが実情なのだと思います。

一方で、働く意欲のある当事者や家族の側からは、面接がなかなか通らない、就職しても職場の理解が十分得られず、短期間で辞めざるを得なかった、企業で障がい者雇用として働くことに少しちゅうちょがあるといった声もあります。働きたい人と雇いたいが不安を抱える企業、その間にあるミスマッチや支援の空白を埋めなければ、数字の目標だけでは本当の意味での雇用促進は進みません。企業が安心して障がい者を迎え入れ、双方が働き続けられるような実効性のあるサポート体制を県全体でつくっていく必要があると考えます。

そこで伺います。

県内企業における障がい者の実雇用率の現状と、企業が障がい者を雇用する上での課題について、県はどのように認識しているのか。

また、その課題認識を踏まえて、障がい者雇用の促進に向けて、県は今後どのように取り組んでいくのか伺います。

次に、林業従事者の確保についてです。

先日的一般質問の中で、知事は、森林は全ての農林水産業の基礎とおっしゃいました。私も全くそう思います。青森は、スギや青森ヒバなど、全国有数の豊かな森林資源を持っています。しかし、そのポテンシャルを十分に生かし切れておらず、林業労働者の高齢化や後継者不足が大きな課題となっています。私は、これからの林業は、単なるきつい仕事ではなく、地域の経済と環境を回す未来のかっこいい成長産業になれると考えています。

会派の視察で岐阜県立森林文化アカデミーを訪問し、大変感銘を受けました。そこでは、森の問題は人の問題であるという理念の下、木を切

る技術だけでなく、建築やデザイン、地域との協働も含めた人づくりが行われていました。

本県にも青い森林業アカデミーという学びの場があります。林業を魅力的な職業として力強く発信し、県内外から青森の山で働きたいという熱意ある若者を集め、育てていくことが地域循環型経済の基盤となるはずです。

また、将来の担い手を育てるという点では、子供の頃から森林や木材に親しむ機会を持つことも重要です。森に入ったこともないまま林業を志すのは簡単ではありません。岐阜県のアカデミー敷地内には、子供たちが森を五感で体験できる教育拠点「morinos」が整備されました。森に入ったこともないのに林業を志すのは難しいという言葉のとおり、園児たちが自然の中を走り回る姿を見て、これこそが十年、二十年先の担い手づくりなのだと感じました。本県においても、幼い頃から青森の木に触れ、森の匂いを感じる木育の原体験をつくることが、将来、青森の森を守る仕事がしたいという若者を生み出す道であると思います。

そこで、青森の林業の明るい未来を共につくる観点から伺います。

一つ、青い森林業アカデミーの研修生確保に向けた県の取組について。

また、将来の林業従事者を確保するため、子供の頃から森林や木材に親しむことが重要と考えますが、本県の取組について伺います。

先ほど児童虐待のことに触れましたが、続いては、動物の虐待等についての質問です。

警察庁の統計では、動物虐待事件の検挙事件数は、近年、高水準で推移しており、二〇二三年、全国では百八十一事件と過去最多となりました。二〇二四年も百六十事件が検挙されており、深刻な状況が続いています。これは、一部の特殊な人だけの問題ではありません。今、日本のあちこちで声を上げられない小さな命が傷つけられ、見捨てられています。

す。

本県でも決して人ごとではありません。過去には猫を水に沈めたり、柴犬の腹部を包丁で刺し、臓器の一部を切って傷つけたという言葉を失うような事件もありました。さらに、虐待は、こうした分かりやすい暴力だけではなくありません。餌や水を十分に与えない、病気でも受診させない、不衛生な環境に置き続けるといったネグレクトも虐待です。

環境省も、近年、ネグレクトや多頭飼育崩壊の事例が目立つとしていきます。飼い主の孤立、高齢化、生活困窮、心身の不調など、人間側の問題が背景にあり、気づいたときには動物も人も追い詰められていることが少なくありません。多くの県民にとって動物は単なるペットではなく、喜びも悲しみも分かち合うかけがえのない家族です。言葉を話せず、自ら助けを求めることが難しい小さな命が理不尽に脅かされる、そうした事案を見聞きするたびに強い憤りを覚えます。

動物の悲惨は人間がつくり出してしまっています。私は、動物への虐待を見過ごす社会は、弱い者の痛みに鈍い社会だと思っています。だからこそ、県には、相談を受けた段階で小さな異変を見逃さず、警察、福祉、市町村、関係団体としっかりと連携し、早く介入する体制が求められます。

そこで、動物の虐待等についての今年度の相談件数と、虐待等が疑われる場合の県の対応について伺います。

ここからは教育関連の質問です。

まず、不登校児童生徒への支援についてです。

先日の田名部議員の代表質問でも触れましたが、県内の公立小・中学校における不登校児童生徒数は二千八百四十四人と十年連続で増加し、過去最多を更新しました。今、学校に行けずに苦しんでいる子供たちがいて、そのそばでどう支えたらいいのか分からず悩んでいる保護者がたくさんいるということです。子供が不登校になると、保護者はまず大きな不安を抱えます。けれども、誰に相談したらいいのか、どこにつながればいいのか分からず、一人で抱え込んでしまうことも少なくあ

りません。

学校の先生は最も身近な相談相手ですが、現場の教職員も日々多くの役割を担っています。だからこそ、学校任せにするのではなく、子供本人や保護者が安心して相談できる体制をもっと分かりやすく整えていく必要があると考えます。特に保護者は、このままで大丈夫なのか、学びはどうなるのか、将来はどうなるのか、そうした不安を抱えながら過ごしています。早い段階で相談につながり、必要な支援につなげていくことがとても大事だと思います。

そこで伺います。

本県の公立小・中学校における不登校児童生徒及びその保護者に対して、県教育委員会としてどのような支援を行っているのか伺います。

続いて、公立夜間中学についてです。

本県で初めてとなる公立夜間中学校について、青森市では令和九年四月の開校を目指して準備が進められています。二月二十八日に校名の募集も終わったところです。どのような校名になるのか私も楽しみにしています。

様々な事情で義務教育を十分に受けることができなかった方々にとって、夜間中学は単なる学び直しの場ではありません。失われた学びの機会を取り戻し、社会とのつながりを取り戻し、そして、自分の居場所をもう一度見つけていくための大切な場だと思っています。学ぶことは、ただ知識を得ることではないと思います。自分を取り戻すことでもある、生きる力を取り戻すことでもある。私も関わらせてもらっている自主夜間中学の場で、利用者の皆さんの生き生きとした姿を見ると、そのことを強く感じます。

県の調査でも、夜間中学で学びたい人がいる、知らせたい人がいるといった声が三百八十人以上から寄せられています。こうした現状を見れば、多様な学びの受皿の整備は待ったなしの課題です。原則として四月入学としながらも、十月入学や途中編入にも柔軟に対応する方針が示さ

れている青森市の公立夜間中学ですが、とても大事なことだと思えます。当事者の側に立つて制度をつくろうとしている、その姿勢を心強く受け止めています。

ただ、その中で私が重く受け止めたいのは学齢期、つまり、本来であれば小・中学校で学んでいるはずの時期にある子供たちにとって扉を開いていくのかということです。今、学校に行けずに苦しんでいる子供たちがいます。毎朝学校に行けないことで自分を責めている子もいる、周りに置いていかれるような不安の中にいる子もいる、けれども、今の学校には通えなくても、環境が変われば通えるかもしれない、ここなら自分を受け入れてもらえるかもしれない、そう感じる子供たちは必ずいるはずです。そうした子供たちにもう一度学びにつながる機会をどう確保していくのか、これは本当に大きな課題です。

そして、学校に通えないまま十分に学ぶことができず、卒業という形だけが先に来ってしまう、いわゆる形式卒業の子供たちをいかに少なくしていくか。ここにも私たちはもつと真剣に向き合わなければならないと思います。

そこで、二点伺います。

第一に、今、不登校の状態にある学齢期の生徒は、青森市で設置予定の公立夜間中学の入学対象となるのか伺います。

第二に、青森市の公立夜間中学の設置に向けて、県教育委員会として市をどのように支援していくのか伺います。

続いて、県立盲学校及び県立青森聾学校の併設についてです。

県立盲学校の移転まで、いよいよあと一年となります。少子化に伴う児童生徒数の減少や校舎の老朽化への対応が必要であることは理解しています。

一方で、盲学校や聾学校は、単に授業を受ける場所ではありません。子供たちが安心して学び、生活し、将来、社会の中で生きていく力を身につけるための大切な教育の場です。だからこそ、今回の併設について

は、当事者である児童生徒や保護者の声を重く受け止める必要があると考えます。

まず、大事なものは、教育の質をきちんと守れるのかという点です。視覚に障がいのある子供たちと聴覚に障がいのある子供たちとは必要な支援の在り方が大きく異なります。併設によって交流の機会が広がる意義はあるとしても、それぞれの学校が長年積み重ねてきた専門性が損なわれたり、教員の負担が過度に増えたりしてはなりません。盲学校、聾学校の両校のそれぞれの特性に応じた必要な教員配置を確保することが重要です。

また、視覚に障がいのある児童生徒にとっては、校舎が新しくなること以上に、そこへ安全に通えるかどうか極めて重要です。通路路が変わるというのは、私たちが思う以上に大きなことです。白杖を頼りに点字ブロックの感覚や周囲の音、足の裏の記憶を重ねながら通えるようになったこれまで慣れ親しんだ道を離れ、新しい道を一から覚え直さなければいけません。特に本県の冬は雪によって歩行環境が大きく変わります。新しい校舎までの道のりで音響式信号機は十分か、除雪は通学時間帯に合わせて行われるかなど、不安の声があるのも当然だと思います。それでは、質問です。

県立盲学校及び県立青森聾学校の在籍者数の推移について伺います。

次に、両校が併設されることに伴い、教員をどのように配置するのか伺います。

そして、スクールバスなどの運行を行うなど、移転に伴い、改めて通学の利便性や安全確保をすべきと考えます。

校舎移転後の視覚に障がいのある児童生徒の通学時の安全確保について、県教育委員会はどのように進めているのか。以上、三点を伺います。

最後の質問は、公益財団法人青森県育英奨学会が運営する青森県学生寮についてです。

議場で何度も質問してきた青森県学生寮に關してですが、昨年の七月に閉寮が決まったとの発表がありました。入寮者の減少や女子学生が入寮できない問題が解消されないまま閉寮となつてしまいました。非常に残念です。閉寮は決まりましたが、例えば逆にこの機会を生かして、施設が役割を終えるその日まで、青森の未来を担う若者たちの世代間交流の拠点として前向きに活用する、そうした柔軟な発想で社会人の一部受入れたったり、入居要件の緩和を検討することなども考えてみていいのではないかなと思います。

大学進学は本人の努力や意欲だけで実現できるものではなく、家庭の経済状況や居住地によつて大きく左右されるという現実があります。授業料だけでなく、住居費や生活費、入学時の初期費用など、家計に重くのしかかる負担が幾つもあります。そうした中で、青森県学生寮は、単に安価な住まいを提供するだけでなく、経済的不安を軽減する、安心して学んで生活する、また、コミュニティーをつくったり、青森との結びつきを再認識したりと、大きな役割を果たしてきたと思います。特に都市部での住まい探しに不安を抱える生徒や保護者にとつて、県ゆかりの学生寮の存在は、経済面に加えて心理的な安心感という意味でも意義があつたはずです。それだけに今回の閉寮決定は、単なる施設の廃止にとどまらず、本県の若者の進学機会をどう支えていくのかという観点としても受け止める必要があると思つています。

ライフスタイルによる利用状況の変化や施設の老朽化、運営上の事情など、様々な背景はあつたのでしょう。ただ、なぜ閉寮に至つたのか、どのような検討を経て判断されたのかが見えにくいままでは不安だけが残りがねません。また、学生寮という選択肢がなくなるのであれば、その分、別な形で進学を支える手だてを充実させていく必要があると思います。奨学金の充実はもちろん、入学時の負担や家賃負担への対応も含めて、大学進学者などへの支援をこれまで以上に手厚くしていく視点が求められるのではないのでしょうか。

それでは、質問いたします。

公益財団法人青森県育英奨学会が運営する青森県学生寮の閉寮決定の経緯について伺います。

また、閉寮決定を踏まえ、大学進学者等に対する一層の経済的支援が必要であると考えますが、県教育委員会の見解を伺います。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○副議長（齊藤 爾） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 小笠原議員にお答えいたします。

私からは、まず、あおもりキッズシッター利用支援事業の助成方法に対する見解についてお答えいたします。

本事業における助成方法については、キッズシッターの認証事業者や本事業の委託先であるあおもりキッズシッター利用支援事業事務センターと協議し、今後は現物給付も含め、より利用しやすい仕組みとなるよう進めていきたいと考えております。

続きまして、障がい者雇用の促進に向けた県の取組についてお答えいたします。

県では、県内六圏域に設置した障害者就業・生活支援センターにおいて、障がい者の就業に関する相談対応から職場実習のあっせんや職場定着に向けたフォローアップまで一貫した支援を行っております。

また、障がい者の雇用を検討している企業を対象として、障がい者が働きやすい職場づくりに関するセミナーや企業見学会を開催するほか、優良事例や採用後に配慮が必要となることを雇用事例集で紹介するなど、引き続き関係機関と緊密に連携しながら、障がい者雇用の促進に積極的に取り組んでまいります。

続きまして、青い森林業アカデミー研修生確保に向けた県の取組についてお答えいたします。

県では、本年一月に今後のアカデミーの運営指針となる「Next Vision」を策定し、指導体制の強化、研修環境の改善、幅広い

林業人材の獲得・育成の三つの方針を掲げ、より充実した魅力あるアカデミーとなるよう取組を進めていくこととしております。

具体的には、カリキュラムを充実し、講師を増員するほか、高性能林業機械のシミュレーターの導入など、より高度な研修環境を整備します。また、オープンキャンパスの開催やSNSによる情報発信の強化等を通じてアカデミーの魅力をアピールし、多様な人材の確保につなげてまいります。

続きまして、動物の虐待等に関する今年度の相談件数と、虐待等が疑われる場合の対応についてお答えいたします。

動物の虐待のおそれがある事案や虐待につながる不適正な飼養等として、今年度、県に寄せられた相談件数は、令和八年二月末現在、四件となっております。

県では、動物の虐待等に関する情報を探知した際には、動物愛護センターの職員が現地確認を行い、不適正な飼養等が認められた場合には、動物の飼養者に必要な指導や助言を行い、その後も継続して改善状況を確認しております。

また、飼養者が指導に従わず改善がなされない場合や、現地確認時に動物をみだりに殺傷するなど悪質な事案であることが疑われた場合には、告発も視野に入れながら警察等と連携して対応しています。

私からは以上です。

○副議長（齊藤 爾） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 御質問五点にお答えいたします。

まず、本県における子育て短期支援事業の実施状況と利用促進に向けた取組についてです。

令和六年度における子育て短期支援事業の実施状況は、五施設で延べ九百二十一人の児童の利用がありました。内訳としましては、ショートステイの利用が延べ二百十人、トワイライトステイの利用が延べ七百十一人となっております。

県としては、子供の療育が一時的に困難となる場合等の受入先の確保に向けて、実施主体である市町村に対し、引き続き受入れ体制の整備を働きかけていきます。

次に、あおもりキッズシッター利用支援事業の実施状況についてです。

県では、県が認証した事業者が派遣するキッズシッターの利用料の一部を助成するあおもりキッズシッター利用支援事業を令和七年六月から開始し、令和八年一月末までに延べ百三十四世帯百九十六人の児童の利用があり、約三百二十九万円の利用料の助成決定を行いました。

次に、児童相談所一時保護所の受入れ状況及び居室の個室化の状況についてです。

県の一時保護所で受け入れた児童の実人員数は、令和五年度が百六人、令和六年度が百六十五人となっております。

また、一日当たり平均人員は、令和五年度、令和六年度ともに七・二人、一人当たり平均在所日数は、令和五年度が二十四・八日、令和六年度が十六・〇日となっております。

一時保護所では、子供の年齢等を考慮しつつ、子供のプライバシーへの配慮や子供が一人になれる場所を確保できるよう、個室対応を基本として運用しております。

なお、女子の居室については、令和五年度に青森福祉庁舎の中庭に女子棟を整備して個室化を図っております。男子の居室につきましては、必要に応じて個室対応しており、令和八年度に大規模改修の設計をすることとし、個室化についても進めることとしております。

次に、委託一時保護先の確保に向けた県の取組についてです。

県では、県の一時保護所で児童を受け入れることができない場合、児童養護施設やファミリーホーム、里親等に一時保護を委託して対応しております。

これらの施設等で受け入れた児童の実人員数は、令和五年度が三百六

十八人、令和六年度が二百六十三人であり、いずれも県の一時保護所で受け入れた実人員数を上回っております。

また、児童養護施設一か所とファミリーホーム二か所が一時保護専用施設を設置し、児童を一時保護できる体制を強化しているところです。

県としては、一時保護専用施設の増加に努めるとともに、里親登録希望者等への委託一時保護制度の周知や、一時保護に関わる施設職員等の専門性向上のための研修の実施などを通じて、委託一時保護先の確保に引き続き努めていきます。

最後に、県内企業における障がい者の実雇用率と企業が障がい者を雇用する上での課題の認識です。

県内企業における障がい者の実雇用率については、国の令和七年障害者雇用状況の集計結果によると、令和七年六月一日現在で二・四八%で、全国の二・四一%を〇・〇七ポイント上回っております。

企業が障がい者を雇用する上での課題については、国の令和五年度障害者雇用実態調査によると、一つとして、会社内に適当な仕事がないこと、二つとして、障がい者を雇用するイメージやノウハウがないこと、三つとして、採用時に適性、能力を十分把握できないことなどを課題とする企業の割合が高くなっており、県では、こうした課題に対応する必要があると認識しております。

○副議長（齊藤 爾） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 子供の頃から森林や木材に親しむことを通じた林業従事者の確保に関しまして、県の取組についてお答えいたします。

県では、子供の頃から森林の役割や林業についての理解醸成を図るため、県内各地で組織されている緑の少年団や緑の幼年団などを対象に、林業体験学習や木工教室を開催しているほか、企業、団体が行う植樹活動の指導を行っています。

また、中学生や高校生に森林、林業の魅力を伝えながら、林業の仕事

をPRするため、出前講座のほか、伐採現場でのチェーンソーなどの操作体験を行っているところです。

○副議長（齊藤 爾） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 御質問二点にお答えいたします。

まず、今冬におけるスクラム除雪の実施状況についてでございます。市町村道から掃き出された雪を国、県のダンプトラックで一斉運搬するスクラム除雪について、昨冬に引き続き、今冬においても市町村からの要請に基づき実施したところです。

具体的な実施状況は、先月末時点において、青森市では新青森駅付近の国道七号と市道の交差点部の一か所、弘前市では城東中央付近の国道七号と市道の交差点部、大久保付近の県道弘前環状線と市道の交差点部の二か所、藤崎町では、舟場付近の国道七号と町道の交差点部の一か所の計四か所となっております、今後とも、市町村の要請を丁寧に取り、実施を検討してまいります。

次に、県による代行除雪はどのような場合に実施するのかについてでございます。

今冬の豪雪により市町村道の除排雪が追いつかない状況となり、市町村からの要請を受けて、危機管理の観点から代行除雪を実施いたしました。

県といたしましては、冬期間の県民生活を維持し、その快適性を向上させるため、特に緊急時にはあらゆる選択肢を考慮した上で、市町村と連携して県内の除排雪に万全を期してまいります。

○副議長（齊藤 爾） 教育長。

○教育長（風張知子） 御質問八点についてお答えします。

まず、公立小・中学校における不登校児童生徒及び保護者に対する支援についてです。

県教育委員会では、不登校児童生徒の居場所となる校内教育支援センターを各学校に設置し、支援に当たることが重要であると考えており、

校内教育支援センターが児童生徒にとって居心地のよい場所となるよう、環境整備のための物品購入のほか、不登校傾向にある児童生徒の学習支援や相談活動を行う専任の支援員の配置を支援しています。

また、不登校児童生徒及び保護者が悩みや対応などを相談できるよう、学校へスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを派遣するとともに、二十四時間子供ＳＯＳダイヤル等の電話相談窓口の設置や県総合学校教育センター内へのこころの教育相談センター設置により、一人で悩みを抱え込まないよう支援を行っています。

次に、青森市で設置予定の公立夜間中学における入学対象者についてお答えします。

青森市が策定した青森市公立夜間中学設置基本方針によると、入学対象者は青森県内在住で、義務教育を修了しないうま学齢期を経過した方、不登校などの様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学を卒業した方、本国や日本において、十分に義務教育を受けられなかった外国籍の方としております。

現在不登校となっている生徒については、青森市内の学齢期の生徒が希望する場合、在籍する中学校に籍を置いたまま夜間中学に通う通級により受け入れることとしています。

次に、青森市の公立夜間中学の設置に向けた支援についてお答えします。

県教育委員会では、青森市における夜間中学の設置は、広く本県における就学機会の充実に寄与するものであることから、国の指標である令和九年度までの設置に向けて、令和八年度は夜間中学が設置される青森市立古川小学校の空き教室等の改修や備品購入などの開設準備を支援することとしています。

また、県内各市町村や関係団体等にチラシやポスターを配布するなど、夜間中学の開設に係る周知を図るとともに、青森市以外の市町村からの入学希望者に対する調査、募集に協力していきます。

次に、県立盲学校及び県立青森聾学校の在籍者数の推移についてお答えします。

県立盲学校及び県立青森聾学校の在籍者数については、両校とも昭和五十年代前後の百人程度をピークに減少傾向にあり、ここ十年はそれぞれ二十人前後で推移し、令和七年五月一日現在の在籍者数は、県立盲学校十五人、県立青森聾学校十四人となっています。

次に、県立盲学校及び県立青森聾学校の併設に伴う教員配置についてお答えします。

県立盲学校及び県立青森聾学校の校舎は一体となりますが、それぞれ独立した学校とすることとしています。

そのため、教員の配置については、基本的に現在と同様に、各学校それぞれの学級数や児童生徒数、寄宿舎の有無、児童生徒の障がいの特性等を踏まえて検討していくこととなります。

次に、校舎移転後における児童生徒の通学時の安全確保についてお答えします。

通学環境の整備に当たっては、現在の県立盲学校周辺の環境を参考に、歩行者が足の裏の感覚で路肩の位置を意識できるリブ付外側線の設置など、必要な対策を講じられるよう、関係機関と連携しながら環境の改善に努めています。

また、移転後も自宅が遠方にあるなどの理由で通学が困難な児童生徒の学習機会を確保するために寄宿舎を設置するほか、希望する児童生徒が利用できるスクールバスを運行する予定としています。

次に、青森県学生寮の閉寮決定の経緯についてお答えします。

青森県学生寮は、昭和五十六年の建設以来四十四年が経過し、老朽化に伴う大規模な改修が課題となるとともに、入寮者数は、定員百人のところ、平成二十五年度頃から五十人から六十人程度となり、令和四年度以降は三十人台に減少し、入寮者数の減少に伴う運営費の確保が課題となっています。

青森県育英奨学会では、これらの課題を踏まえ、学生寮の在り方について検討を進めてきましたが、建物のさらなる老朽化や学生のライフスタイルの変化が進み、これらに対応しながら運営していくことは困難であることから、令和七年六月に開催された理事会及び評議員会において、令和十年度末での閉寮を決定しました。

閉寮決定を踏まえた大学進学者等への経済的支援に係る見解についてお答えします。

青森県育英奨学会では、学業、人物が優れているにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な青森県人の子弟に対し、無利息で大学奨学金及び大学入学時の奨学金の貸与事業を実施しています。

大学奨学金事業については、青森県学生寮閉寮決定後、より多くの学生が利用できるよう、これまで所得要件の算定に当たり、世帯全体を対象として判定していたものを、父母を基本とした保護者等のみで判定することとし、さらに所得金額の基準を下げる見直しを行いました。

県教育委員会では、本県の高校生が経済的な理由により大学への進学を諦めることのないよう、引き続き、青森県育英奨学会と連携して取り組んでいきます。

○副議長（齊藤 爾） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） それでは、再質問に入ります。

まず、道路管理者間の連携による道路除排雪についてなんですけれども、今冬のスクラム除雪は、今議員の答弁でもありましたし、今もありました。青森市で一回、藤崎町で一回、弘前市で二回の計四件だったということです。率直に感じたことだと、全県で四件というのが何だか少ないのかなという印象を持ったんですね。タイミングであったりとか、除排雪の場所であったりとか、実施基準であったりとか、何か実施しやすいハードルもあつたりするのかなとも思うんですけれども、このスクラム除雪は、管理者の違いを超えて生活道路を守る大事な取組であると思っています。

そこでお聞きしたいんですが、今冬の実施が四件にとどまったということに関して、県としてどのように受け止めているのでしょうか。見解を伺いたいと思います。

○副議長（齊藤 爾） 知事。

○知事（宮下宗一郎） お答えいたします。

私はむしろ多いなと受け止めていて、というのは、繰り返し答弁していると思うんですが、基本的に道路の除排雪というのは、各道路管理者が法的な責任を負っているものです。それぞれがしっかりと対応することが前提で、なお効率よくやるために必要な箇所について準備をしてやったのが四か所だと受け止めてください。

以上です。

○副議長（齊藤 爾） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 基本的には市町村がそういった道路をやることだというのは重々分かります。やっぱりそのタイミングというのは思ふとあつたりすれば、実施できる場所とかもちろん限られていると思うんですけれども、そういったところを事前に、本格的な冬を迎える前からなど、県と市町村で想定箇所などを情報共有しながら、より連携しやすくしていく仕組みにしていただけだと思います。実際に除雪するという連携というのがこのスクラム除雪なのかなと思うので、ちょうどタイミングを合わせるというのは難しいと思うんですけれども、より連携しやすくしていただければと思います。

では、次の質問に移ります。

先日、後藤議員からも質問がありましたけれども、社会的養護を必要とする子供の居場所の確保に関連して、自立援助ホームのことにに関して質問します。

私がちよつと問題だなと思うのは、県内全体で空きがあるかどうかだけでなく、地域や性別によつて行き先が限られてしまう偏在の問題だと思っています。例えば、青森市には女子が入れる自立援助ホームはある

んですけれども、男子が入れる自立援助ホームがないんですね。そうすると、青森市周辺で保護が必要になった男子の子供は遠方を選ばざるを得ない場面も出てくると。これは、その子が今の暮らしや通学環境、人とのつながりを保ちながら支援を受けられるかという問題でもありません。

県の計画でも委託一時保護先の確保を拡充していく方針が示されています。先ほどの答弁にもありましたけれども、国においても、自立援助ホーム等で一時保護児童を受け入れる体制整備を後押しする仕組みがありますし、例えば、岐阜県では創設援助を活用して整備を進めていたりします。本県としても、満床かどうかだけで判断するのではなくて、地域偏在によって行き先が限られている現状を重く受け止めながら、未設置地域の解消に向けて支援の在り方を検討していく必要があるのではないかと思います。

そこで、県内の自立援助ホームについて、地域偏在の状況を改善すべきだと考えますが、県の見解を伺います。

○副議長（齊藤 爾） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 自立援助ホームは、本年一月時点で八戸市に三か所、青森市、弘前市、六戸町に各一か所の計六か所が設置されております。

各施設の定員の合計は三十五名となっております。本年一月時点の利用者数は十二名と定員を下回っております。また、ここ数年間で一時的に満床となった施設はございますが、ほぼ定員を下回っている状況となっております。

これらのことから、県としましては、関係者の意見も聞きつつもではありませんが、現時点では新たな施設の設置の必要性はそれほど高くないものと考えております。

○副議長（齊藤 爾） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 現時点で創設支援までは必要ないという考えは

分かります。ただ、やっぱり見なければいけないのは、県内全体の空きの有無ではなくて、地域や性別によって行き先が限られてしまうという偏在の問題だと思っています。せっかく国の制度もあるので、未設置地域の解消や偏在の是正に向けて、そして一時保護の先とかも、県の一時保護の先が足りていないから委託を使っている、それを増やしていくということなので、自立援助ホームの創設とかも含めながら、そうやって増やしていくというのは十分あり得ることだだと思いますので、ぜひ検討していただければと思います。

では、次の質問に移ります。障がい者雇用の促進についてです。

障がい者雇用を進める上で、企業にとつて最初の壁になりやすいのは、どんな仕事を任せればよいのか分からないという点があると思います。現状では求人だったり、実習であったり、定着支援だったり、相談先がいろいろと分かれていると。そもそも、これはどこに相談すればいいのだろう、初めて取り組む企業ほど戸惑いやすいのではないかなと思います。だからこそ、支援員が企業に向いて業務の切り出し――何の仕事任せればいいのか分からない、では、こういう仕事を切り出してやればいいんだよといった切り出しや配慮を一緒に考えたり、実習、マッチング、定着支援まで切れ目なくつなぐことが大切だと思います。これは単に福祉の話にとどまるものではなくて、人手不足に悩む企業にとつての人材確保にもつながる視点だと思っています。

県内の支援機関を束ねるワンストップ型の支援体制などにも必要だと思っております。県の見解を伺いたいと思います。

○副議長（齊藤 爾） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 障がい者雇用を促進するためには、障がい者や企業に身近な地域で対応する必要があることから、各圏域に設置しております障害者就業・生活支援センターが、国や県、市町村などの支援機関と連携して、就業から職場定着まで一貫した支援をワンストップで行っております。

また、各地域において、支援機関が有機的に連携して対応する必要があることから、支援機関の職員が支援事例や課題を共有し、相互理解を深める意見交換会の開催などを通じてそれぞれの機関がそれぞれの役割をしっかりと果たしつつ、しっかりと連携体制を強化した上で取り組んでいきたいと考えております。

○副議長（齊藤 爾） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 今現在も連携自体はある程度できていると思うんです。ただ、やっぱり外から見ても、どこか一つに相談すれば必要な支援につながるというのがばつと見て分かるような、企業から見て分かりやすい形になっているかどうかというのも大事だと思います。特に初めて障がい者雇用に取り組む企業にとって、まずここに相談すれば大丈夫なんだと見えること、そして、企業に出向く伴走型の支援というのをさらに強めていただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。動物の虐待等についてです。

私が今回、特に強い危機感を持って訴えたいのが闘犬についてです。県内では、これまで闘犬が行われてきたと新聞などでも報じられています。最近でも昨年の六月十五日にむつ市で開催されたという情報があるんですね。SNS上の動画でも、例えばそういった闘犬の様子、犬同士が土俵の中にかみつき合っている様子というのが明確に確認できます。

誤解のないように申し上げたいんですが、私は土佐犬を飼うこと自体を問題にしているわけではありません。ピットブルであったり、「わさお」で有名な秋田犬だって、かつて闘犬に使われていましたが、今は日本ではこの犬種では行われていません。問題なのは、人がわざわざ闘犬の場所を設けて訓練した犬同士を戦わせて、傷つけ合わせるという行為そのものだと思います。場合によっては命を落とすこともあるんです。私は、これは虐待に当たるのではないかと強く考えるんです。

環境省も動物虐待等に関する対応ガイドラインの中で、動物を戦わせ

る行為は、積極的、意図的な虐待に当たり得るとの考え方を示しているんですね。

そこで、県は闘犬が虐待に当たるかどうかというか、そうした部分の判断をどのような根拠で判断しているのか見解を伺いたいと思います。

○副議長（齊藤 爾） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 国におきましては、闘犬が伝統行事として行われているものであり、必要な限度を超えて動物に苦痛を与えるような手段、方法を用いた場合を除き、虐待に該当しないとの見解を示しています。

県では、国の見解に基づき、現時点では、動物愛護の観点から闘犬という行為を規制すべき状況にはないと考えています。

動物の虐待等に関する相談、通報があれば、動物愛護センターの職員が現地を確認し、虐待のおそれがある場合は、環境省の示すガイドライン等を踏まえ、必要な指導や助言を行うとともに、動物をみだりに殺傷するなど悪質な事案であることが疑われる場合は警察に相談、通報しますが、個別の事案が虐待に当たるかどうかについては、最終的には司法により判断されるものと考えています。

○副議長（齊藤 爾） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 恐らく国の実際の答弁とかがあると思うんですけども、私もこの答弁書は見ました。これは昨年十一月の参議院のものであったかなど。例えばそういったものも根拠にされていると思うんですけども、この答弁書において、闘犬が一律に問題ないということ言っているわけではないんですね。目的や手段、苦痛の程度、そして社会通念の変化を踏まえて慎重に判断すべきだと。さらに、神奈川県であったり、石川県の自治体の独自の禁止条例の例も挙げられているんですね。そうである以上、県がまずやるべきなのは実態を把握すべきなのではないかと思うんです。現場を見ないで本県で行われている闘犬が社会通念上許される範囲内であるかどうか、そういったところ

も伺いたいと思うんですね。

国も地域性や時代性によって社会通念は変わるとしている以上、本県としてもまず実態を把握して、その上で必要な対応を検討すべきではないかなと思うんです。国で明確に定めていないことを理由にせずに、本県でも闘犬の在り方というのを真剣に考えるべきだと思います。

本県で行われている闘犬の実態をまづきちんと把握して、その上で動物福祉などの観点、あと、風俗上の問題、公安の観点もあるのかもしれないんですけれども、そういった必要な対応やルールの在り方を検討すべきだと思うんですけれども、知事、所見はいかがでしょうか。

○副議長（齊藤 爾） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 動物の愛護及び管理に関する法律等の関係法令及び県条例の運用上の課題は見受けられないことから、現時点で闘犬等取締り条例の制定に向けた実態調査等に関しましては、必要ないと考えております。

○副議長（齊藤 爾） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 今の国の法律ではやっぱり明確に線引きすることとはなかなか難しいのは分かります。個別の事案というのもそれは分かるんですけれども、やっぱり闘犬の在り方、青森で行われている、それをわざわざ戦わせなければいけないのか。かみ合わせて戦わせる戦い方じゃなくてもいいんです。例えば闘犬だったとしても、毛並みが美しいとか、立派だとか、いろんなやり方があると思うんですよ。それをかみ合わせる、けがをします。闘犬がかむように訓練するようなかませ犬は、やっぱり傷つくんです。そうしたことも考えて、本県として闘犬の在り方というのを考えていくべきだと思います。

では、次の質問に移りたいと思います。次は、不登校児童生徒への支援についての再質問です。

不登校支援なんですけれども、私がまた思うのは、不登校支援が必要なのに相談窓口にすらつながれていないという親子が確実にいるとい

うことです。これは本当にしんどい御家庭ほど親御さん自身が疲れ切つて、自分を責めて、助けを求める気力を失っています。困ったら相談してくださいという待ちの支援だけではそうした層には届かないのかなと思っています。だからこそ必要なのは、学校や行政の側から働きかけるアウトリーチだと思っています。

そこで質問しますが、支援につながっていない不登校児童生徒や保護者を県としてどう把握して、具体的にどうアウトリーチしていくのか見解を伺います。

○副議長（齊藤 爾） 教育長。

○教育長（風張知子） 令和六年度の文部科学省調査では、全国の小・中学校等の不登校児童生徒のうち、学校内外の機関で専門的な相談、指導等を受けていない児童生徒数は十三万五千七百三十四人で、不登校児童生徒に占める割合は三八・三％となっています。また、学級担任等も含め、全く支援につながっていない児童生徒数は一万四千九百六十五人で、不登校児童生徒に占める割合は四・二％となっています。

文部科学省が公表している以上の情報は、統計法に基づき公表していないため、お答えすることはできませんが、本県における個々の児童生徒の状況については、各市町村教育委員会が把握し、対応を行っています。

不登校児童生徒の元へ出向いて支援を行っている事例としては、学校、市町村教育委員会、福祉関係機関等による家庭訪問を行っております。

○副議長（齊藤 爾） 五分間休憩いたします。

午後二時三分休憩

午後二時十一分再開

○副議長（齊藤 爾） 休憩前に引き続いて会議を開きます。
一般質問を続行いたします。

三十五番川村悟議員の登壇を許可いたします。——川村議員。

○三十五番（川村 悟） オール青森の川村悟でございます。通告に沿って一般質問を行います。

高齢者も——私のことでありますけれども——後期になりますとスビード感が鈍ってまいります。社会の急激な変化になかなか追いついていくことが難しくなっております。最近では想定外の事件が次々発生しております。つい先日の衆議院解散総選挙もその一つですが、初の女性総理高市人気で自民党が圧勝でした。やはり女性性は強い。政治の場でも、家庭の場でも。アマテラスオオミカミの再来ではないかと私は思っております。国民の大きな信任を得た高市総理には、山積する課題解決に国民目線で取り組んでいただくことを期待したいと思います。

アメリカ・トランプ大統領がベネズエラやイランに一瞬の間に軍事侵攻し、今も戦闘が続いていることも想定外で、映画の世界と重なっております。何よりも一日も早い和平の到来を祈るだけであります。

さて、あまり自らのプロフィールをお話することはありませんでしたが、今回はリングに関する質問がありますので、関連して少しお話ししたいと思います。

私は、弘前市のリング農家の七番目、末っ子に生まれました。当時、農村は多くがかやぶきの屋根の民家に、労働力として家族の一員であった馬と一緒に生活していました。私の毎日の仕事は馬への餌やりで、草を切つて米のとき汁——津軽ではじよみずと言っておりますけれども——を混ぜて提供しておりました。

当時栽培されていたリングの品種は、主力品種は雪の下と呼ばれた国光、千成と呼ばれた紅玉で、ほかに印度、デリシヤス、スターキングなどがあります。しかし、今残っているのは菓子作りに使われる紅玉ぐらいで、高品質には程遠いものでしたが、しかし、それに頼るしかなく、ほとんどの農家は冬場は出稼ぎで生計を立てていました。我が家でも十歳上の兄が毎年出稼ぎに行っております。

リング農家によりやく転機が訪れたのは、ふじが主力品種となった一九八〇年代からだと思えます。ようやく販売額一千億円を突破し、以降八百億円台、そして二〇一六年頃から再び一千億円台を維持することとなります。この間、腐乱病や黒星病などの病害虫被害、高温や台風十九号等による被害、基幹品種国光、紅玉の価格暴落でリングが山や川に大量投棄された山川市場など、幾多の困難を乗り越え、現在に至っております。決してリング栽培地として適地とは言えない青森県で一千億円を超える一大産業に成長できたのは、先人のたゆまない努力、挑戦、そして、県をはじめとする行政側の支援以外の何物でもないと思います。改めて青森リング植栽百五十年を契機として、リング産業を守り、継承しなければならぬと強く決意いたしております。

それでは、質問に入らせていただきます。

最初の質問は、リング産業の振興についてです。

昨年、県は、リング植栽百五十年の節目に、十五年後、二〇四〇年の目指す姿、青森りんご総合戦略を策定しました。達成すべき目標は、生産量四十万トン以上、販売額千八百億円以上です。担い手の減少、労働力不足、国内消費の減退という中での極めてハードルの高い目標と言えますが、これを達成することで県経済や県民生活の安定、向上につながるものと受け止めております。目標を達成するためには、栽培農家数や栽培面積の減少が避けられない中で、一経営体当たりの面積、新規就農者や新規開園面積の拡大を図ることが必須とされています。

そこで、リング産業の振興に向けた課題七点について伺います。

台湾のリング輸入業者が青森の有袋ふじは世界一と公言するように、青森リングの最大の特徴は高品質安定生産にあります。気象変動や労働力不足の中でもそれが維持されていることが誇りだと思います。高品質安定生産を継承するためには、先人が築いてきた栽培のノウハウが継承されなければなりません。

そこで、一点目、本県リングの高品質安定生産の基盤となる栽培技術

の指導と継承に向けた県の取組について伺います。

次に、本県リンゴ園地の約七割以上を占める丸葉園地の生産性向上対策については、初日の代表質問で当会派の大平陽子議員が取り上げて御答弁をいただいておりますので、私からは、反収十アール当たりの収入を大幅に改善でき、機械による省力化を可能とする高密度栽培の拡大が生産量四十万トン確保のための重要課題であると考えます。スピード感を持った取組が必要です。

そこで、二点目、リンゴ高密度栽培の普及拡大に向けた県の取組について伺います。

リンゴ農家の高齢化等により、リンゴ園地の適正な管理ができなくなった放任園が県内各地に広がっています。放任園は病害虫の発生源ともなるため、徹底した対策が求められています。放任園化する前の園地継承、発生した場合の伐採、抜根等が必要となります。

そこで、三点目、リンゴ放任園の発生状況と解消に向けた県の取組について伺います。

次に、二〇二三年、リンゴに脅威となる病害虫「モモシンクイガ」の発生が見られました。台湾へのリンゴ輸出で台湾側でモモシンクイガが発見された場合は輸入が即禁止という事態となり、本県産リンゴの販売に重大な影響を及ぼすことから、県はリンゴ生産者の要請を受け、二〇二四年度、交信攪乱剤を使用したモモシンクイガ防除の予算化を図り、リンゴ生産者を支援してきました。結果、発生は最小限に抑えられ、台湾へ輸出されたリンゴからは発見されることなく、順調に輸出が進められてまいりました。これは、二年間にわたる交信攪乱剤設置の支援が功を奏したもので、県のスピード感ある対応と英断に改めて敬意を表します。交信攪乱剤の使用については、数年間継続することで一層の効果が期待できると言われており、県としての事業継続への期待は大きいです。

そこで、四点目、リンゴ園地における交信攪乱剤の設置状況と普及拡大に向けた県の取組について伺います。

次に、一昨年三月、代表質問の中で、私は、モモシンクイガ対策の一環として、交信攪乱剤導入への支援と、輸出前にモモシンクイガの被害果を自動で検出、選別する機械の開発を提案いたしました。県は、その重要性を認識され、これまで二年間にわたって開発に取り組んできたところです。一日も早い完成が期待されています。

そこで、五点目、モモシンクイガ被害果の機械選別技術の実用化に向けた県の取組について伺います。

次に、二〇二五年産リンゴ黄色品種トキの収穫については、JAつがる弘前では九月二十二日以降を、弘前などの産地市場では九月二十日以降を呼びかけていたようですが、八月末、一部出荷業者が九月十七日までの早期収穫、早期入庫があれば、精算単価を一五％アップするというメールによる呼びかけで、連鎖的に早もぎトキが流通し、台湾へ早もぎトキの輸出がなされ、リンゴの生理障害ビターピットの発生につながったと言われています。

二〇一九年（令和元年）十一月に、県の執行部・県議会合同訪台ミッション団に私も参加し、台湾青果物輸入業者へのヒアリングが行われました。この中で、前年、二〇一八年に日本から輸入したトキが、早取り——向こうでは早取りと言っておりますけれども——で味が悪く、扱った台湾業者は大損をしたと。二度と早取りはしないでほしいときつく注文をつけられました。二度あることは三度ある。今回、三度目の早もぎトキの輸出が行われてしまいました。今後、さらに同じ問題が繰り返されるようであれば、青森リンゴのブランドは地に落ちることになります。生産や集荷業者について、早もぎを防ぐための議論は農林水産委員会の場で行ってまいりましたので、今回は流通、輸出の観点から、台湾側にもトキの旬、あるいは適正な時期の販売について求めていく必要があるのではないかと思います。

そこで、六点目、台湾へのトキの輸出促進に向けた県の取組について伺います。

次に、これまで、本県のリンゴ輸出の大半を占める台湾の市場、あるいは南半球でリンゴ作りをするニュージーランドの生産現場と輸出戦略を視察してまいりました。ニュージーランドはヨーロッパに二十か国以上輸出し、我が国に対しては輸出前の市場調査を徹底し、若い女性をターゲットとした戦略が展開されていました。

昨年四月に、私もオール青森が台湾市場を視察した際も、ニュージーランドのリンゴはプラスチックの筒に入った小玉が五個、また、小さなバケツに無造作に入れられたリンゴが安価で販売されていました。市場には青森県産リンゴとニュージーランド産リンゴ、アメリカ産リンゴが競って販売されていました。春節、贈答用として本県産リンゴの地位は揺るぎないものと思いますが、台湾だけに頼ることは得策ではないと思います。近年、経済や観光面でも交流が活発となっているタイやベトナムをターゲットとした販売戦略が必要と考えます。

そこで、七点目、県産リンゴのさらなる輸出拡大に向けて、タイ及びベトナム市場が重要と考えますが、県はどのように取り組んでいくのか伺います。

質問の第二項目は、世界遺産白神山地への誘客対策についてです。

環境省が公表している白神山地世界遺産地域及び周辺地域の入山者数は、ピーク時の平成十六年頃が八万人台、世界遺産二十周年の平成二十五年が二万九千人台、世界遺産三十周年の令和五年が三万九千人台、昨年、令和七年が二万五千人台と、右肩下がりで入山者数が減っています。環境省は、その原因について、暗門の滝とブナ林散策道への入山の減少、白神ラインの通行止め等が挙げられています。

白神山地が鹿児島県屋久島とともに世界自然遺産に登録されたのが一九九三年（平成五年）で、三十三年経過しました。先般、私も会派で鹿児島県並びに屋久島へ伺い、世界自然遺産やユネスコエコパークとしての現況、課題について調査してまいりました。屋久島への入り込み数は、二〇〇八年頃のピーク時が三十三万人台、現在は二十万人台で推

移しています。入り込み数が減少したとはいえ、入山者の集中による登山道の荒廃、トイレ不足、鹿による食害等が深刻な問題となっているようです。もちろん、二つの世界遺産は全く異なるものですから一概に比較はできませんが、本県白神山地については、ハード面で解決しなければならぬ課題が幾つかあります。

そこで、次の三点について伺います。

最初に、暗門の滝は、弘前からは県道岩崎西目屋弘前線の暗門大橋から第三の滝までは車と徒歩で約二時間、唯一短時間で世界遺産地域を体験できる場所です。第三の滝の上部には第二、第一の滝もある古くからの名勝地です。今から二百三十年前、江戸時代の旅行家、民俗学者菅江真澄も訪れ、紀行文を書いたことでも知られており、暗門の滝は人気のスポットであります。

現在、暗門大橋から暗門の滝までのルートは、暗門溪谷ルートとして西目屋村が県立自然公園の事業者として管理しています。しかし、これまでに大雨による川の増水、落石等によってルートの通行止めが何度も繰り返され、現在も通行止めとなっています。西目屋村での対応は、技術的にも財政的にも限界にきていると伺っております。西目屋村からは、県に対し、技術的、財政的な支援が要請されているようですが、世界遺産白神山地の価値を、そして津軽白神県立自然公園のすばらしさを体感していただくために、早期の復旧、一日も早い暗門溪谷ルートの開通が求められております。

そこで、一点目、暗門溪谷ルート（旧暗門の滝歩道）の被害状況と復旧への対応について伺います。

次に、白神ライン（主要地方道岩崎西目屋弘前線）は、西目屋村アクアグリーンビレッジANMONから車で約二十分の位置にある津軽峠から岩崎ゲートまでの約十六キロメートルは、令和四年に発生した道路災害によって現在も通行止めとなっており、県が復旧に取り組んでいるところです。弘前方面から日本海や十二湖などを結ぶ県道として早期の

復旧が求められています。

そこで、二点目、令和四年八月の豪雨被害以降、一部通行止めが続いている主要地方道岩崎西目屋弘前線の津軽峠から岩崎間の復旧状況について伺います。

次の質問は、世界遺産白神山地に加え、ユネスコエコパークダブル登録の課題についてです。

ユネスコエコパークは、豊かな生態系を有し、地域の自然資源を活用した持続可能な経済活動を進めるモデル地域です。国内では十の地域が登録されています。先ほど触れました屋久島においては、世界遺産地域の誘客に加え、さらにそのエリアを拡大し、沖永良部島も含めたエリアとしております。

世界遺産白神山地は、核心地域を代表する白神岳千二百三十五メートルへの登山は、見晴らしの利かない森林内登山道、連続する上り斜面等で低山の割にはハードルが高く、登山者は年間二千人程度にとどまっています。先ほど触れました他の計測地点も入れて年間三万人弱と、屋久島の二十万人とは比較にならない数値となっています。

そこで、環白神地域——岩木山や十二湖などの津軽国定公園も含むエリア——をユネスコエコパークに登録することで、地域の自然や歴史、文化を保全しながら、それを体験、学習することによる観光の振興、産業振興につなげることができると考えるものです。

そこで、三点目、青森県と秋田県の両県が主導し、環白神地域のユネスコエコパーク登録を目指すべきと考えますが、県の対応について伺います。

質問の第三項目は、弘南鉄道大鰐線の代替交通についてです。

弘南鉄道大鰐線は、大鰐駅から弘前市の中央駅までを結ぶ鉄道路線で、りんご畑鉄道の愛称があります。昭和二十七年に弘前電気鉄道により開業、昭和四十五年に弘南鉄道に譲渡し、現在に至っています。大鰐は、昭和の時代、リンゴ産地にある温泉地、大会用スキー場を持つ温泉

地として、特に米やリンゴの収穫が終わった湯治場としてももてはやされました。また、通勤、通学に欠かせない大事な路線でありました。

しかし、その後の急激な人口減少、マイカーによる利用者の減少により採算が悪化し、令和七年に令和十年三月をもって廃止することが発表されております。これに対し、県は、県民の足を守る立場から、代替交通について検討してきたところです。

そこで、二点について伺います。

一点目、昨年十一月に公表された代替交通案の概要について伺います。

次に、代替交通はバスを主体としたものと思いますが、バス事業も運転者不足など対応が厳しいとも伺っております。そこで、タクシーなどの他の交通手段の組合せも必要と考えるものです。

二点目、代替交通の運行に向けた今後の検討内容について伺います。質問の第四項目は、自然・地域と再生可能エネルギーとの共生についてです。

青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例は、令和五年に策定された自然環境と再生エネとの共生構想に基づき、自然、地域と再生エネとの持続可能な形で共生に向け、新たな制度をつくるため、全国で初めて制定され、三月二十八日に公布、ゾーニング内容を五月二十一日に公示したものです。

そこで、二点伺います。

一点目、環境影響評価の対象となる大規模な再生可能エネルギー発電施設設置計画について、共生条例ではどのような手続が必要なのか伺います。

二点目、共生制度に対する県民や事業者の理解促進が重要であると考えますが、これまでの取組内容と今後の予定について伺います。

質問の第五項目は、津軽及び下北地域の新たな半島振興計画についてです。

昨年三月、半島振興法の改正を受けて、国では七月に半島振興基本方針を策定、地域住民の生活の向上、半島防災など六つの観点を示し、道府県が半島振興計画の策定に当たって指針となるべき基本的事項が示されたところです。

一昨年元旦に発生した能登半島地震で、私たち会派は五月にボランティア活動を通しての現地調査を行いました。改めて半島地震対策の重要性を認識したところです。本県の半島地域における避難所の環境整備や道路整備等についても、議会において議論されてきたところであります。

そこで、半島振興計画策定に当たつての考え方と現在の進捗状況について伺います。

質問の第六項目は、本県の地域防災力向上に係る取組についてです。県は、大きな災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、国、市町村、関係機関と連携し、被災者の救助、支援に取り組むこととしております。そして、災害から自らの命、大切な人の命を守るためには、公助を待つだけでなく、自助・共助の力で対応が求められるとしております。災害に強い青森県を目指すため、今議会で防災条例が制定されようとしています。

そこで、三点について伺います。

一点目、県民の防災意識の向上を図るための県の取組について伺います。

二点目、自主防災組織の設立促進等、地域防災力向上に向けた県の取組について伺います。

三点目、災害時において、住民に正確な情報を発信することが重要と考えますが、県の取組について伺います。

最後の質問は、統合新病院の整備についてです。

統合新病院については、環境厚生委員会や議員全員協議会などの場で様々な課題について議論してきたところです。統合新病院においては、

一、県全域を対象とした高度・専門・政策医療、二、青森地域保健医療圏における中核病院、三、地域の医療機関等への支援、四、救急医療提供体制の充実などが求められております。昨年三月には統合新病院に係る基本計画も策定され、より具体的な内容が示され、令和十四年開業に対する期待が高まっているところですが、次の四点について伺います。

一点目、円滑な病院統合に向け、地域医療連携推進法人あおり医療連携推進機構において、どのように取り組んでいるのか伺います。

二点目、統合新病院の診療機能等に係る検討状況と今後の取組について伺います。

三点目、統合新病院の整備に係る今後のスケジュールについて伺います。

四点目、交通渋滞発生への懸念に対し、どのように取り組んでいくのか伺います。

以上、壇上からの質問といたします。

○副議長（齊藤 爾） 知事。

○知事（宮下 宗一郎） 川村議員にお答えいたします。

私からは、まず、本県リンゴの高品質安定生産の基盤となる栽培技術の指導と継承に向けた県の取組についてお答えいたします。

私は、本県が揺るぎないリンゴ産地としてあり続けるためには、青森リンゴ百五十年の歴史の中で培われてきた高い栽培技術について、普及に向けた指導を強化するとともに、次世代に継承していく必要があると考えております。

このため、栽培技術の指導については、剪定や適正着果などの基本技術に加え、近年の気候変動に対応した品質確保や病害虫防除技術の普及に向け、青森県りんご協会やJA等との関係団体と一体となって生産現場への巡回指導を行うほか、研究機関と連携した研修会を開催するなど、体制を強化してまいります。

また、技術の継承については、将来の本県リンゴ産業を担っていく生

産者の育成に向け、普及指導員による新規就農者への伴走支援や、県りんご協会が行うりんご基幹青年養成研修を支援するなど、産地一体となつて取り組んでまいります。

次に、県産リンゴの輸出拡大に向けて、タイ及びベトナム市場に対し、県はどのように取り組んでいくのかについてお答えします。

県では、タイ及びベトナムを県産リンゴの需要拡大が期待できる有望な市場と捉え、関係団体と一体となつて富裕層向けの高級スーパーにおける試食宣伝やSNSを活用した情報発信により、認知度と評価の向上に取り組んでおります。

今後は、タイにおいて、現地の卸売業者等で構成する県産リンゴの販売ネットワークを組織するほか、ベトナムでは日系の大手量販店の出店拡大が見込まれることから、これらの現地パートナーとの安定的な販売体制を構築し、さらなる輸出拡大に向けて取り組んでまいります。

続きまして、環白神地域のユネスコエコパーク登録に対する県の対応についてお答えいたします。

ユネスコエコパークは、生態系の保存と持続可能な利活用の調和を目的としており、認定されるまでにその目的に沿った地域主導の活動が展開されていること、認定後は、こうした活動の継続、発展を担保する組織体制や計画が求められていることから、まずは両県の地元自治体において、その必要性の理解、機運の醸成が図られることが必要であると考えております。

県としては、秋田県や関係市町村、関係団体等と共に、白神山地の新たな価値を創出、発信し、活用する取組を進め、多くの人に来ていただけるような環境を創出していきたいと考えております。

続きまして、共生制度に対する事業者や県民の理解促進に向けたこれまでの取組内容と今後の予定についてお答えいたします。

自然、地域と再生可能エネルギーとの共生の実現に向けては、事業者が共生制度の趣旨や目的を十分に理解するとともに、県民の皆様にも共

生への関心を高めていただき、地域のことは自分たちで決めるという意識の下、主体的に関わっていただくことが重要であると考えております。

このため、昨年十一月に県民フォーラムを開催し、私自ら共生の意義や制度の内容について御説明する機会を設けたほか、A—T u b eを通じて制度の概要等を発信いたしました。

私としては、本県の美しく豊かな自然環境、景観、歴史、文化を次の世代に受け継いでいくため、今後も自然、地域と再生可能エネルギーとの共生に向けた各主体の理解促進に取り組んでまいります。

続きまして、津軽及び下北地域の新たな半島振興計画策定に当たつての考え方と現在の進捗状況についてお答えいたします。

新たな半島振興計画については、国が示した半島振興基本方針に基づき、関係市町村の意向も踏まえながら、津軽及び下北半島地域の振興施策を盛り込みました。

今回は特に令和六年能登半島地震で再認識された半島地域の地理的特性を踏まえ、半島防災の推進を新たに位置づけました。災害による被害を最小限に抑え、地域住民の孤立を防止するため、事前防災・減災等の観点から、国土保全施設等の整備や防災体制の強化を図ることとし、対策の進捗度を把握するためのK P Iを設定しております。

県では、関係市町村との協議を経て、先月二十五日、国に計画を提出したところであり、今後、国から半島振興基本方針に適合している旨の通知があり次第、公表することとしております。

私からは以上です。

○副議長（齊藤 爾） 総合政策部長。

○総合政策部長（後村文子） 統合新病院の整備に関する御質問にお答えいたします。

初めに、地域医療連携推進法人あおもり医療連携推進機構における円滑な病院統合に向けた取組についてお答えします。

地域医療連携推進法人あおもり医療連携推進機構は、県立中央病院と青森市民病院の円滑な統合と統合効果の早期発現等を目的として令和七年三月に認定を受け、今年度から事業活動を開始しています。

活動内容としては、両病院の医療従事者の資質向上や統合に向けた連携強化を図るため、職員の共同研修や人事交流などに取り組むこととしており、今年度は両病院の看護部共同で管理職相当の職員を対象に、マネジメント能力の向上や意識醸成を図るため、看護管理者研修を開催したところです。

今後、円滑な統合に向けて、病院局や青森市民病院と連携しながら取組を充実していきたいと考えています。

次に、統合新病院の診療機能等に係る検討状況と今後の取組についてです。

統合新病院では、がん医療や救急医療などの五疾病六事業、再生医療やがんゲノム医療などの先進的な医療などに取り組むこととしています。

今年度は、統合新病院における各診療科の診療機能、体制、対象疾患等について、県立中央病院と青森市民病院へのアンケート調査及びヒアリングを実施したほか、外来診療、入院診療、救急医療などの組織横断的な部門についてはワーキンググループを設置し、運用計画や必要な施設、設備の検討を進めています。

今後、外来、入院、救急といった各部門の運用計画に加え、医療機器や情報システムの整備計画など、診療機能に係る検討を進めてまいります。

次に、整備に係る今後のスケジュールについてお答えいたします。

統合新病院の整備については、現在、令和八年九月末を期限として基本設計を進めています。

基本設計終了後は、入札リスクの回避等の観点から、実施設計と施工を一括で発注することとしており、令和八年度にこの事業者選定に必要な

となる要求水準書の作成などを行った上で、令和九年度に実施設計・施工一括方式による発注及び契約を行う予定です。その後、設計・施工期間を経て、令和十四年十月の開院を目指し、取り組んでいくこととしています。

最後に、交通渋滞発生への懸念に対する取組についてお答えいたします。

統合新病院周辺における渋滞対策については、ハード、ソフトの両面から取り組むこととしています。

ハード面では、統合新病院の開院後を想定した将来交通量推計に基づくシミュレーション結果を踏まえ、病院周辺の右折レーンの延長や信号制御の最適化等について、交通管理者である県警察本部、道路管理者である国及び青森市と協議を行っているところです。

また、近隣道路のさらなる渋滞緩和に向けて、来院者のアクセスを基本計画策定時の敷地東側の市道一か所のみから、南側国道七号バイパスを加えた二か所に増やすこととしています。

ソフト面では、外来診療に係る予約システムの導入と適正な予約枠の設定などを検討し、来院時間の分散化に取り組んでいきます。

県としましては、引き続き、地域住民の皆様の御意見を伺いながら、関係者と連携して渋滞対策の検討を進めてまいります。

○副議長（齊藤 爾） 交通・地域社会部長。

○交通・地域社会部長（松木久義） 初めに、大鰐線の代替交通案についてお答えいたします。

県では、弘南鉄道大鰐線の代替交通を検討するため、沿線の市町と交通事業者等による弘南鉄道大鰐線代替交通検討会議を立ち上げ、大鰐線の運行休止後も通学、通勤、通院等に係る弘前方面及び大鰐方面双方からの利便性の確保を図られるよう検討を進めています。

昨年十一月に公表した代替交通案は、大鰐線と並行する他の交通機関のない小栗山駅―義塾高校前駅間における移動手段を確保するため、弘

南バス碓ヶ関線の一部をルート変更し、大鰐線に可能な限り並行するバスルートを設けるというものです。

次に、今後の検討内容についてです。

今後は、代替交通となる路線バスの運行本数及びダイヤ、代替交通と既存の路線バスが重複して運行する区間における既存の路線バスの再編等についての検討を進めていきます。

また、輸送の最適化を図るため、利用が少ないと考えられる地域、時間帯については、乗合タクシーの活用についても検討していきます。

これらについて、引き続き、弘南鉄道大鰐線代替交通検討会議において、令和八年度末までの合意を目指し、協議を進めていきます。

○副議長（齊藤 爾） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 御質問二点についてお答えいたします。

まず、暗門溪谷ルートの被害状況と復旧についてでございます。

暗門溪谷ルートは、昨年八月の大雨により、歩道の損傷、落石、土砂崩れ、倒木など大きな被害が発生し、復旧に時間を要すると判断されたことから、それ以降の通行を終了したところです。

本ルートの復旧については、県立自然公園条例に基づく公園事業者である西目屋村が雪解けを待つて行うこととなっています。

次に、大規模な再生可能エネルギー発電施設設置計画の共生条例での手続についてです。

共生条例では、二千キロワット以上の太陽光発電施設及び五百キロワット以上の風力発電施設に係る事業計画を対象とし、事業者に対して環境影響評価手続の開始前に地域との意見交換会を実施し、その後、県に設置計画案を届出することを義務づけています。

県では、届出された設置計画案について、自然、地域と再生可能エネルギー発電施設との共生を図る見地からの知事意見を事業者へに通知し、事業者は、その内容を踏まえて環境影響評価手続を進めることになりました。

す。

環境影響評価手続の終了後、事業者は、地域に対する説明会を開催する必要があります。その後、事業者は、県に対して設置計画の認定申請を行い、県は、当該設置計画が自然、地域と共生できると認められる場合には認定を行います。

なお、あらかじめ共生区域に指定された区域内においては、これらの手続が省略されます。

○副議長（齊藤 爾） 観光交流推進部長。

○観光交流推進部長（齋藤直樹） 台湾へのトキの輸出促進に向けた県の取組についてお答えいたします。

中生種のトキは、食味のよさから台湾で人気が高く、輸出の序盤を牽引する重要な品種であることから、県では、県りんご対策協議会と連携し、トキの販売が始まる十月に現地でトップセールスや試食宣伝を行っています。

また、高品質で良食味なトキの販売は、その後に輸出されるふじや王林の販売にも好影響を与えることから、今後は現地の卸売業者や小売店、消費者に対して、トキの旬の時期を丁寧に周知する取組を強化すること、食味重視の適期販売を定着させていきます。

○副議長（齊藤 爾） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） リンゴ産業振興に関する御質問四点にお答えいたします。

初めに、リンゴ高密度栽培の普及拡大に向けた県の取組についてです。

県では、リンゴ高密度栽培の普及拡大を図っていくため、県産業技術センターりんご研究所と連携し、栽培に関心のある農業者等に対し、基本的な栽培方法を指導しているほか、今後は、先行的に取り組んでいる農業者等との連携を強化し、地域に適した栽培管理技術の磨き上げを図っていきます。

また、導入拡大を図る上で必要となる苗木の確保に向け、苗木業者による専用苗木の増産を支援するとともに、導入初期の負担軽減を図るため、国の支援事業の活用を促します。

加えて、機械化によるさらなる省力化を目指し、新たに大規模法人等で構成するコンソーシアムを設置し、大型収穫機械の導入効果の実証に取り組んでいくこととしています。

次に、リンゴ放任園の発生状況と解消に向けた県の取組についてです。

県内のリンゴ放任園面積は、令和六年度末時点で百六・四ヘクタールと五年前の四十三・六ヘクタールから二倍以上に増加しており、五年間で放任園百八ヘクタールを解消した一方で、新たに百七十ヘクタール発生している状況です。

県では、リンゴ放任園を解消するため、市町村や農業者が園地所有者に代わって行う放任園の伐採等を支援する事業について、令和六年度に補助単価を引き上げ、積極的な活用を働きかけているほか、所有者不明の放任園については、弁護士を通じて解消への支援を行っています。

次に、リンゴ園地における交信攪乱剤の設置状況と普及拡大に向けた県の取組についてです。

令和七年産リンゴにおける県内の交信攪乱剤の設置面積は、前年から約千九百ヘクタール増の約七千百ヘクタールとなっています。

交信攪乱剤は、広域的かつ複数年、そして継続的に設置することで一層高い効果が期待できることから、県としては、引き続き、本剤の効果や台湾への輸出リスク低減に向けた必要性を現地講習会や各種広報媒体を活用し、生産者に周知していくほか、生産者の購入費用の一部を支援しながら、さらなる普及拡大を図っていきます。

最後に、モモシンクイガ被害果の機械選別技術の実用化に向けた県の取組についてです。

県では、モモシンクイガの被害果を判別できる選果機の実用化を目指

し、令和六年度から民間企業、県産業技術センター及び弘前大学と連携して、果実表面をAIで判別する方法と果実内部を近赤外光で判別する方法について検証を進めています。

今年度は、被害果の判別精度の向上に向けて、AIに画像サンプルをさらに学習させるとともに、近赤外光による果実内部の判別についても本年産リンゴの測定値を追加し、現在、民間企業によるデータ解析を行っているところであり、今後、解析結果を基に、実用化への課題解決に取り組むこととしています。

○副議長（齊藤 爾） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 主要地方道岩崎西目屋弘前線津軽峠から岩崎間の復旧状況についてお答えいたします。

当該区間は、令和四年八月豪雨以降、複数回の豪雨に見舞われたことにより、道路のり面からの土砂崩れや道路本体の崩落など、被災箇所は合計三十一か所に及び、令和四年八月豪雨の直後から全面通行止めとなっています。

被災区間は工事車両が通行できない状況となっていたことから、復旧工事は深浦町側から順次着手し、完成させることにより、復旧区間を延伸していく形態で進め、昨年十一月末時点において、全体の約八割に相当する二十四か所が完了しています。

なお、残る七か所につきましては、大規模な工事を伴う箇所を含んでいるものの、通行再開に向け、順次復旧工事を進めていきます。

○副議長（齊藤 爾） 危機管理局長。

○危機管理局長（築田 潮） 地域防災力向上に係る御質問三点についてお答えします。

初めに、防災意識の向上を図るための取組についてお答えします。

県では、青森県自助・共助による防災の取組の推進に関する条例案と、県民の皆様に関心を高め、能動的な取組へつなげる事業に係る予算を本会議に上程し、御審議いただいているところです。

また、具体的な防災意識向上に向けた取組として、これまでの研修会の開催等に加え、昨年度から県民の皆様には防災に取り組んでいただく期間として、あおもり防災ウィークを設定し、防災の取組促進を図っています。

次に、自主防災組織の設立促進などに係る取組についてお答えします。

県では、地域防災力の向上を図るため、市町村と連携して様々な取組を行っております。

このうち、自主防災組織の設立促進と活動の実効性確保については、地域住民の意識向上や機運醸成と市町村の取組が重要であることから、地域防災活動に携わる住民や防災士、市町村職員が課題や取組を共有し、今後の活動に生かすため、地域防災活動ネットワーク研修会を開催するとともに、自主防災組織の活動促進を図るため、リーダーを育成する研修会を開催してきました。

また、市町村担当職員との意見交換会等を通じて、市町村の取組を促進するとともに、自主防災組織の設立促進にも活用できる補助制度を創設するなど、自主防災組織の設立促進及び活動活性化に取り組んできたところです。

県としては、引き続き、市町村と連携して自主防災組織の設立促進等、地域防災力の向上に取り組んでいきます。

次に、住民に対する正確な情報発信についてお答えします。

県では、現在、災害発生時における防災情報を迅速に県民の皆様にお伝えするため、県民向け防災ホームページ「あおもり防災ポータル」、防災危機管理課公式エックス「あおもり防災」、県公式LINE等、様々な手段を活用して情報発信しています。

このうち、あおもり防災ポータルでは、気象庁が発表する気象警報、土砂災害警戒情報及び地震情報のほか、市町村による避難指示等発令状況や避難所の開設、閉鎖といった情報をリアルタイムで発信しており、

このサイトにアクセスすることにより、県民の皆様が防災関連情報を入力できるようなっています。また、市町村が県総合防災情報システムを通じて入力した避難関係の情報は自動的にテレビ局等に伝送され、テレビのL字型放送として県民へ周知されます。

県としては、引き続き、防災危機管理課公式エックスや県公式LINEの登録者数が増加するよう周知に努めながら、県民の皆様に対する正確かつ迅速な情報発信に努めていきます。

○副議長（齊藤 爾） 川村議員。

○三十五番（川村 悟） 若干再質問いたします。

最初に、リング放任園の関係でありますけれども、令和六年に伐採等の補助単価を引き上げたことは評価いたします。しかし、五年間で百八ヘクタール解消したけれども、新たに百七十ヘクタールが発生していると。いちごっこ、モグラたたきが続いているという状況であります。ぜひ放任園をゼロとするための取組を市町村と連携しながら徹底していただきたいということをお願いします。

それで、所有者不明の園地が増えているようであります。所有者不明の放任園は法的な対応が必要となり、リング園地として再生できれば理想でありますけれども、簡単に処理できるものではないと思います。

そこで、県が把握している所有者不明の放任園の面積がどの程度になっているのかお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（齊藤 爾） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 所有者不明のリング放任園の面積については、市町村からの報告を受けて県が取りまとめられておりまして、令和六年度末時点においては、八八分、五・五ヘクタールとなっております。

○副議長（齊藤 爾） 川村議員。

○三十五番（川村 悟） 五・五ヘクタールということではなかなか処理が難しいと思うんですが、ぜひ調査をしつかりやっていたらいいので、対応していただきたいと思います。

次に、モモシンクイガの対策については、先ほども壇上で申しましたように、生産者も県の支援に非常に喜んでいるところでありますが、モモシンクイガの被害果の機械選別の実用化についてでありますけれども、機械選別の実用化については、先ほどの答弁の中で民間企業、あるいは弘前大学、県の産業技術センターが連携して鋭意取り組んでいるということで評価いたしますが、そこで、今回開発している選別機械について、どのような利用の仕方がされるのか、想定している利用場面、あるいは実用化の見通しについても、もしお答えいただけるのであればお願いしたいと思います。

○副議長（齊藤 爾） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 今回開発している選別機械については、台湾向けリング選果梱包施設の選別工程での利用を想定しております。また、実用化に向けては、現時点では台湾向けリング輸出の検疫措置で求められる高い選別精度に至っておらず、一層の精度向上が必要であることから、実用化までには相応の時間を要するものと考えております。

○副議長（齊藤 爾） 川村議員。

○三十五番（川村 悟） 大変困難な研究開発だと思えますけれども、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

次に、リング黄色品種トキの早もぎ対策について、先ほど輸出等の観点からお話をさせていただいたんですが、先ほど輸出先の台湾での対応については答弁をいただきましたので、基本的には輸出する側で早もぎしない、早もぎしたものは流通しないということになると思います。

そこで、フランスのワイン「ボジョレーヌーボー」は、毎年十一月第三木曜日が解禁日となって、世界中で一つのお祭りになっていると言っても差し支えないと思います。このボジョレーヌーボーもブドウの早もぎによる品質の低下から、早もぎを許さない解禁日を設けることで信頼を取り戻したということです。

リング関係者の中で、このようなフランスでの取組をぜひトキの早も

ぎ防止に生かしていこうという声があります。私も同感いたしております。ピンチをチャンスに変えると。トキについても地域によって熟度の度合いは違うと思うんですが、県がやはり主導することで流通の解禁日を設ける必要があると考えます。リング生産者、流通業者、関係団体と十分協議することによって、ぜひ統一を図っていただきたい。これは要望として申し上げておきたいと思います。

次に、暗門溪谷ルートの対応についてです。

先ほども触れましたように、答弁では西目屋村が雪解けを待つて着手されるという内容であります。西目屋村での対応は技術的にも財政的にも非常に限界にきているということも聞いております。

そこで、暗門溪谷ルートは県事業として整備すべきではないかと考えているところですが、県の対応について伺います。

○副議長（齊藤 爾） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 度々大雨被害に遭ってきた暗門溪谷ルートの復旧につきましては、公園事業者である西目屋村が工事等を行うことが基本であります。白神山地随一の景勝地として多くの観光客が訪れていることから、県といたしましては、効果的な工事の手法や活用できる財源等に関する情報などを収集し、支援するとともに、今後の整備の在り方につきましては、西目屋村の考えをよく伺っていききたいと考えております。

○副議長（齊藤 爾） 川村議員。

○三十五番（川村 悟） この問題については知事にお伺いいたします。

県立自然公園条例があるんですけれども、その目的に、県内の優れた自然の風景地を保護するとともに、利用の増進を図るとあります。また、知事が県立自然公園を指定する、あるいは県は優れた自然の風景地の保護と適正な利用を図られるよう努めなければならないとあります。この暗門溪谷ルートは、これまでも何度も大水、あるいは落石等で閉鎖、再開が繰り返されているということからいくと、どうも優れた自然の風景

地の保護、適正な利用が図られていないと私は理解されるのではないかと受け止めておりまして、ぜひ県が前面に立つていく必要があるのではないかとということで、先ほど西目屋村が雪解けを待ってと、県もいろいろ支援をしていくという答弁内容であります。ぜひ新年度で早い機会に復旧、開通させるといふ、知事から強い決意をお伺いしたいと思っております。

○副議長（齊藤 爾） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 県といたしましては、御指摘の条例の基本理念に基づいて対応していきたいと考えておりますし、今後の整備の在り方については、まずは西目屋村のお考えをお伺いしていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（齊藤 爾） 川村議員。

○三十五番（川村 悟） ぜひ西目屋村としつかり連携して、一日も早い復旧、開通をお願いしたいと思っております。

最後に、要望を申し上げますけれども、県がエコパークについては趣旨をもっともつと周知しなきゃいけないという御答弁がありましたので、時間をかけなきゃいけないということは十分分かりますが、県が新年度に新たなアクティビティ新価値創造事業というものを実施するということは、私は誘客のために非常にいいアイデアだということで評価いたしておりますけれども、津軽峠は展望所になっておりますけれども、展望台について少しお話ししておきたいと思っております。

今回、津軽峠の国有林高台に白神山地や岩木山など三百六十度の展望が可能となる展望台の整備を提案しようということで、ドローンによる空撮を行いました。環境、観光、県土整備、各部門にアプローチしましたが、どこの部門もキャッチボールで受けてもらえず、すぐボールが返ってきます。今後は西目屋村を通してその可能性を探ることとしたいと思います。

世界遺産知床の知床五湖、何年か前に環境厚生委員会でも視察させていただきましたが、ここには展望とヒグマ対策も兼ねた木道橋が整備され、非常に人気を呼んでおります。

また、宮崎県綾町は、きらきら光る葉っぱ、ツバキ等の照葉樹林が非常に多いということでエコパークに指定された地域でありますけれども、自分の町で約三億円を投じてその溪谷につり橋の整備をしたんですが、有料で誘客したということで、すぐ借金が回収されたというお話も伺っております。やはりそういう有名な地には全体を展望できるとか、行ってみたいというようなランドマーク的な場所というのは必ずあります。

この白神を見てみると、白神ラインは深浦町方面まで行ける道路なんです。ほとんど展望が利かない、谷の合間を縫って走る道路ということで、そういう展望場所がどこにもないということが非常にネックになっていると私は思っていますので、ぜひ新しい、簡単に言って岩木山なり、白神が展望できる、そういう展望台が造られれば、もっと誘客に効果があるのではないかと提案してまいるつもりでありますので、何とかその辺もこれから御検討をお願いしたいと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○副議長（齊藤 爾） 三十分間休憩いたします。

午後三時二十分休憩

午後三時五十分再開

○議長（工藤慎康） 休憩前に引き続きいて会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

二十九番寺田達也議員の登壇を許可いたします。——寺田議員。

○二十九番（寺田達也） 第三百二十五回定例会一般質問のトリを務めさせていただきます自由民主党の寺田達也であります。

今冬の青森県は、とにかく雪、雪、雪で身動きの取れない状況であり

ました。青森市では、例年一月下旬から二月初旬にかけて積雪のピークを迎えますが、第五十一回衆議院議員総選挙が一月二十七日に公示され、二月八日の投票日に向けて選挙戦が繰り広げられる中、二月一日には積雪量が百八十三センチに達し、特に生活道路の通行には甚大な支障が生じました。通勤、通学や地域の経済活動にも深刻な影響があり、こうした状況は青森市に限ったことではなく、県内の降雪地域全般に及んだところでもあります。とはいいまでも、季節は進み、春を感じさせる陽気により急速に雪解けが進んでいることで、豪雪に苦しんだ悪夢のような記憶も薄れつつありますが、改めて除雪対策の重要性を痛感したところでもあります。

私の県議会での一般質問は、令和五年第三百十三回定例会以来三年ぶりとなり、若干緊張しておりますけれども、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金の拡充についてであります。

本県では、少子化対策の一環として、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子育て費用の無償化を積極的に進めています。昨年度には青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金制度を創設し、市町村が独自に取り組んできた学校給食費無償化を全県に拡大させ、都道府県として全国で初めて全市町村の小・中学校給食費を完全無償化しました。また、今年度からは零歳から十八歳までの子供医療費についても、全市町村での完全無償化を実現させています。

学校給食については、本年四月の新年度から国が新たに給食費負担軽減交付金を創設し、全国の公立小学校を対象とした、いわゆる給食無償化が開始される予定であります。

そこで、次の二点について伺いいたします。

一点目として、国の給食費負担軽減交付金制度の概要について伺いいたします。

二点目として、国による小学校の給食無償化の開始を踏まえ、県が市町村に交付してきた青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を拡充し、市町村の実情に応じたさらなる無償化施策の展開につなげるのとありますが、市町村の取組拡充分に係る各市町村の交付上限額はどのような方法で算出するのか伺いいたします。

次に、子育て環境の整備についてであります。

一昨年十月、知事は、こども・子育て「青森モデル」を公表し、若者が青森県で子供を産み育てたいと望み、その希望がかなえられる未来の実現を社会全体で目指すための指針を示されました。県民の声やアンケート調査に基づき、県民の希望や不安に応える取組として、学校給食の無償化等の推進や不妊治療の自己負担額への助成など、具体的な施策が展開されているところであります。

昨今、子育て支援をめぐっては様々な議論がなされていますが、私は、働く方々の子育て環境をより充実させることが重要であると考えております。働き方が多様化する中、サラリーマン世帯のみならず、農業者、事業者、起業家など、多くの世帯で共働きが一般化しております。求められる保育サービスも多様化しております。本県で働きながら安心して楽しく子育てができる環境を整えるためには、子育て世代のニーズに応える体制整備が不可欠であり、多様な保育サービスの充実が強く求められています。

そこで伺いいたします。

多様な保育サービスの充実に向け、県はどのように取り組んでいくのか伺いいたします。

次に、GX戦略地域制度を活用した産業振興についてであります。

国は、昨年、温室効果ガス削減と社会経済の変革を目指すグリーン成長戦略フォーメーション、いわゆるGXの実現に向けて、脱炭素電源を活用して新産業を創出するGX戦略地域制度を創設いたしました。この制度に選定されると、電力などの産業インフラ整備やGX関連の投資に

対して国の支援が受けられるということで、本県は二月十三日に、データセンター集積型と脱炭素電源活用型の二種類で国に申請したと承知しております。

本県は冷涼な気候により空調電力を抑えられることが期待でき、データセンターの立地に適していると考えられます。また、風力や太陽光など豊富な脱炭素電源は企業誘致の大きな強みとなります。特に脱炭素電源活用型では、むつ市とつがる市が脱炭素電力を活用する新たな産業団地の造成を計画していると聞いております。私としても、こうした取組を通じ、県内の様々な地域でGX関連企業の立地が進み、地域経済の発展につながることを期待しております。

そこで、次の二点について伺いいたします。

一点目として、脱炭素電源活用型のGX戦略地域について、県が国に申請した内容について伺いいたします。

二点目として、今回の申請によってGX戦略地域に選定された場合、どのようなメリットがあり、それを通じてどのような産業振興を目指していくのか伺いいたします。

次に、本県稲作の生産振興についてであります。

肥料をはじめとする生産資材価格が依然として高水準で推移していることから、持続可能な稲作経営を確立するためには、生産コストの削減が喫緊の課題となっております。加えて、生産現場では、生産者の高齢化や労働力不足が顕在化しており、地域の農地の受皿となってきた担い手農家からは、これ以上、規模拡大は難しいとの声も聞かれております。現状を踏まえれば作業の省力化を図る取組は避けて通れない問題だと認識しなければなりません。

このような中、地元の生産者の中には、規模拡大に対応するため、従来の苗を育てて田植をするという移植栽培のほか、水田に直接種もみをまく直播栽培に取り組み、移植栽培と同等の収量を確保している方もおられます。直播栽培は育苗作業の省力化、資材費削減、作業時期の分散

や作業時間の軽減など、多くの利点があり、規模拡大に極めて有効な技術で、県内でもさらなる普及拡大を進めるべきと考えます。

そこで、次の二点について伺いいたします。

一点目として、本県における直播栽培の取組面積について伺いいたします。

二点目として、稲作の省力化、低コスト化に向けて、県は直播栽培の普及にどのように取り組んでいるのか伺いいたします。

次に、野生鳥獣被害対策についてであります。

昨年はツキノワグマの大量出没により収穫期を迎えた農作物の被害に加え、人を狙って襲う、人が連れ去られるなど、これまでの常識を覆すような事案が相次ぎ、農作業に従事される方々が熊の恐怖におびえながら作業せざるを得ない状況が報道されておりました。私の地元五所川原市でも、収穫期のリンゴ園において熊に遭遇しないよう、ラジオの音量を最大で流しながら周囲に気を配っての作業を心がけ、休憩時には鍵をかけた軽トラックの中で過ごすなど、自分ででき得る様々な対策を講じていたと伺っております。

こうした状況を踏まえ、県では、ツキノワグマに限らず、鹿やイノシシなど増加する野生鳥獣に対応するため、ツキノワグマ等野生鳥獣被害対策パッケージを二月に公表し、その中で普及啓発の強化を掲げ、人身被害等を防ぐための注意喚起に取り組むとしております。

そこで、野生鳥獣被害対策について、次の二点について伺いいたします。

一点目として、国内様々な地域でのツキノワグマによる人身被害が報道されていますが、県内のツキノワグマによる人身被害件数の推移について伺いいたします。

また、林業や農業に従事されている方々、地域住民、観光客など、全ての命をツキノワグマをはじめとした野生鳥獣から守ることが最優先であります。

そこで、二点目として、ツキノワグマの人身被害の防止対策として、県民への注意喚起が非常に重要だと考えますが、県の取組についてお伺いいたします。

次に、津軽鉄道が担う広域交通機能の維持についてであります。

津軽鉄道は、利用者の減少に加え、物価高騰や施設の老朽化などにより厳しい経営状況が続いてきましたが、インバウンド需要の回復や冬の名物であるストーブ列車の料金改定などの経営努力が功を奏し、二〇二四年度決算では二年ぶりの黒字となりました。昨年十一月には開業九十五周年記念イベントも開催され、県内外の多くの鉄道ファンや地元関係者が津軽鉄道の価値を再認識し、大きな節目となる百周年に向けた機運が高まっております。

しかしながら、昨年末にストーブ列車走行中の連結分離が発生したことで、貴重な収入源であるストーブ列車の運行を現在も見合わせている状況であり、会社の事業継続にも深刻な影響が懸念されます。津軽鉄道は本県の貴重な観光資源であるとともに、津軽半島の各交通手段を広域的につなぐ役割を担っていることから、これまで同様に県と沿線市町などの関係者が連携して支えていく必要があるものと考えます。

そこで、次の二点についてお伺いいたします。

一点目として、津軽鉄道の維持、存続に向けた沿線市町の取組についてお伺いいたします。

二点目として、津軽鉄道が担う広域交通機能を将来にわたり維持していくため、県はどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

次に、災害備蓄の推進についてであります。

令和六年の能登半島地震では、物資調達・輸送が平常時のように行えず、国のプッシュ型支援が届くまでの間は自治体や住民の備蓄による対応が不可欠でありました。

本県では、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の発生が懸念されており、最大三十一万人、県人口の四分の一に及ぶ避難者が想定されてい

ることです。

また、昨年七月のカムチャツカ半島付近の地震や昨年十二月の青森県東方沖地震など、自然災害は時も場所も選ばずに発生することから、県は、被災状況の把握や市町村の支援に加え、県民の命を守るため、災害備蓄品目の充実や避難所環境の整備を一層強化する必要があると考えます。

そこで、次の二点についてお伺いいたします。

一点目として、県は、大規模災害を想定し、被災者の避難生活に必要な食料などの生活必需物資等の備蓄や、避難所運営に必要な資機材の整備の拡充を図るべきと考えますが、県の取組についてお伺いいたします。

二点目として、県は、市町村による避難所の環境向上に向けた取組を支援する必要があると考えますが、県の取組をお伺いいたします。

次に、青森空港の機能強化についてであります。

青森空港は、本県の重要な交通拠点であり、地域活性化や経済発展を支える非常に重要な役割を果たしています。利用者数は着実に増加しており、特に国際線ではソウル線や台北線の増便や機材の大型化が予定され、さらなる需要の拡大が見込まれるところであります。令和六年度の総利用者数は百二十六万二千九百三十人となっており、平成三十年度から令和七年度までの第二次青森空港活性化ビジョンの目標値である利用者数百三十万人に極めて近い水準に達しております。

喜ばしいことではありますが、見方を変えみると、これは現状の空港機能がほぼ上限に達しているものと考えられます。令和六年の年末年始には、大雪の影響もあり、駐車場が満車となる時間帯も発生しており、深刻な混雑に見舞われました。開港から四十年が経過し、施設の老朽化も顕著となり、様々な側面で空港のキャパシティが限界状態に近づいている状況であります。今後の利用者増加を見据えれば、空港利用者の満足度を高めるためにも、青森空港の機能強化は喫緊の課題であり、本県

全体の発展に直結する重要な取組であると考えます。

そこで、青森空港の機能強化について、次の三点についてお伺いいたします。

一点目として、有料駐車場の利用増加が見られる中、今冬の有料駐車場の混雑対策及び利用状況についてお伺いいたします。

二点目として、駐車場の利用者数の増加が継続している状況を踏まえると、利用者がより利便性を実感できる環境の整備なども必要と考えますが、今後の駐車場の利用客増加に向けた対策についてお伺いいたします。

さらに、空港を取り巻く環境の変化や将来の需要を見据え、旅客ターミナルビルを含む空港全体で適切な施設整備や運営体制の検討を急ぐべきと考えます。

そこで、三点目として、乗降客数の増加に伴う課題とその解消に向けた空港の機能強化の取組についてお伺いいたします。

最後に、自転車の交通反則通告制度の導入についてであります。

本年四月一日には改正道路交通法が施行され、自転車の一部違反については交通反則通告制度、いわゆる青切符の対象となることから、昨年十一月の定例会や先日の北向議員の質問で、県民への周知方法について、警察本部長から答弁をいただいたところであります。

実際、車を運転していると、スマートフォンを見ながらの走行、車側への急な飛び出しや信号を無視するなど、非常に危険で冷やりとする場面が多く見られます。青切符導入については、県警察において様々な広告媒体を使って県民への周知を図っていることは承知しておりますが、車の運転免許を持たない若年層や高齢者も違反者となり得ることから、検挙後の手続について十分理解されていないのではないかと考えます。そこで、交通反則通告制度の内容について、県民にしっかりと理解してもらうために、私から次の三点についてお伺いいたします。

一点目として、交通反則通告制度の導入の経緯についてお伺いいたし

ます。

二点目として、過去三年間の自転車に関係する交通人身事故における自転車側の交通違反の状況についてお伺いいたします。

三点目として、交通違反切符により検挙された後の具体的な手続についてお伺いいたします。

以上で、壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長（工藤慎康） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 寺田議員にお答えいたします。

私からは、まず、多様な保育サービスの充実に向けた取組についてお答えいたします。

県では、多様な保育ニーズに対応するため、延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業など、地域子ども子育て支援事業等を行う市町村を支援しております。

また、今年度から子供を預けたいときに預けられる仕組みの一つとして、あおもりキッズシッター利用支援事業を開始いたしました。

さらに、病児保育の充実に向け、複数の社会福祉法人等が連携して保育士の派遣等により病児保育を行うあおもり病児保育センターモデル事業を令和八年度から新たに実施します。

本県で子供を産み育てたいという希望をかなえられる青森県の実現に向け、引き続き、多様な保育サービスの充実にしっかりと取り組んでまいります。

続きまして、GX戦略地域に選定された場合のメリット等についてお答えいたします。

GX戦略地域の脱炭素電源活用型に選定された場合、GX産業団地の整備に向けた検討や企業誘致等に係るサポート、GX産業団地に使用するための脱炭素電源などの整備支援、脱炭素電力を一〇〇％活用する事業者に対する設備投資支援などが国から受けられることとなっております。

県としては、GX戦略地域制度を活用してGX関連企業の誘致を加速し、関連企業の投資による約千二百億円の経済波及効果と約一万人の雇用の創出を目指すなど、若い世代が県内で十分な所得と働きがいを得られる魅力ある仕事づくりに挑戦してまいります。

続きまして、津軽鉄道の維持に向けた取組についてお答えいたします。

津軽鉄道が担う機能の将来にわたる維持に向け、今年度から県が主導して、沿線市町、東北運輸局、津軽鉄道等で構成する検討会を設置し、データ等に基づく検討を進めております。

今年度の調査では、津軽鉄道が年間三十億円以上の経済波及効果をもたらすことや、みなし上下分離、自動車交通転換などの維持方策と併せて、津軽鉄道と並行バス路線ともに現状のままでは維持が困難であることが報告されたところであります。

今後、津軽鉄道について、今冬のストロブ列車運休を踏まえた将来見通しや修繕費見通しなどを精査した上で検討を深めるとともに、並行バス路線を含めた小泊―五所川原間の広域移動全体について、関係者と情報共有しながら、丁寧に検討、協議を進めてまいります。

続きまして、空港の機能強化の取組についてお答えいたします。

現在、青森空港では、繁忙期において、一部時間帯における有料駐車場の混雑、二次交通不足、空港ビル内における利用客の混雑といった課題があると認識しており、私は、これらを解消し、青森空港を青森新時代にふさわしい拠点に発展させていきたいと考えております。

このため、経済的かつ合理的に計画的な空港運営ができるよう、青森空港長期構想を来年度中に策定し、青森空港がより多くの方々にご利用され、県内経済の発展や地域の活性化につながるよう取り組んでまいります。

私からは以上です。

○議長（工藤慎康） 奥田副知事。

○副知事（奥田忠雄） 大規模災害を想定した食料等の生活必需物資等の備蓄や、避難所運営に必要な資機材の整備の拡充に係る県の取組についてお答えいたします。

県では、令和七年一月に青森県災害備蓄指針を改定し、備蓄品目を食料、水等の最低限必要な四品目から、簡易ベッドやパーテーション、暖房器具等を加えた十七品目に拡充し、今年度から整備を進めています。

また、令和六年度の国補正予算を活用し、自動ラッピングトイレやスロットクーラー等を指定避難所となっている県立学校に整備したほか、令和七年度の国補正予算を活用し、炊き出しセットや照明器具等を整備することとし、所要の予算を本定例会に上程し、御審議いただいているところです。

○議長（工藤慎康） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金の拡充について二点お答えいたします。

まず、国の給食費負担軽減交付金制度の概要についてです。

本制度は、国による公立小学校を対象とする、いわゆる給食無償化の開始に当たり、子育て世帯の経済的負担を軽減する市町村の取組を支援することを目的に創設される制度であり、負担割合は、国と都道府県で二分の一ずつとなっております。

具体的な支援額は、五月一日現在の給食実施校の在籍児童数に、基準額である月額五千二百円及び給食実施月数の十一月を乗じて得た額として算定されます。

次に、取組拡充分の各市町村の交付上限額の算出方法です。

取組拡充分の予算額は、国から本県への交付が見込まれる給食費負担軽減交付金に相当する額であり、その配分に当たっては、取組拡充分を保育料の無償化に活用していただきたいとの趣旨から、各市町村のゼロ歳から四歳までの子供の数を基に算出することとしております。

○議長（工藤慎康） 交通・地域社会部長。

○交通・地域社会部長（船木久義） 津軽鉄道の維持、存続に向けた沿線市の取組についてお答えいたします。

沿線自治体では、国の制度に基づく枕木などの安全輸送設備等の整備への支援に加え、鉄道設備の固定資産税の減免や沿線自治体等で構成する津軽鉄道活性化協議会による利用促進の取組など、維持、存続に向けた様々な支援を行っています。

○議長（工藤慎康） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 御質問二点についてお答えいたします。

まず、県内のツキノワグマによる人身被害件数でございます。

過去五年間のツキノワグマによる人身被害件数は、令和三年と令和四年が各一件、令和五年が十件、令和六年が四件、令和七年が十件となっており、このうち、令和三年、令和六年には死亡事故が各一件発生しております。

次に、人身被害防止対策としての県民への注意喚起の取組についてでございます。

県では、これまで、ツキノワグマ被害防止に向け、ツキノワグマ出没注意報や警報の発表、出没対応マニュアルの作成、出没情報 の県ホームページでの発信、出前トークや県の広報番組等での注意喚起等に取り組んでまいりました。

今後は、リアルタイムでの情報発信が可能なツキノワグマ出没情報管理システム「くまログあおもり」を四月から運用するほか、人身被害の連続発生など、より警戒が必要な場合に発する特別警報の新設をはじめ、従来の注意報や警報の発表基準を見直すなど、注意喚起を一層強化し、県民の安全・安心の確保に努めてまいります。

○議長（工藤慎康） 経済産業部長。

○経済産業部長（上沢謙一） GX戦略地域制度の脱炭素電源活用型に係る申請内容についてお答えします。

GX戦略地域制度は、地域に偏在する脱炭素電源等を核に、GX型の産業集積や電力・通信インフラの一体的整備を促進し、新たな産業クラスターの創設を目指して国が創設したものです。

議員からもお話がありましたが、県では、同制度のうち、データセンター集積型及び脱炭素電源活用型の二類型について申請しました。

脱炭素電源活用型の申請内容の主なものとしては、GX産業団地の候補地について、青森中核工業団地、八戸北インター第二工業団地、金矢工業団地、むつ小川原開発地区のほか、むつ市及びつがる市で新たに造成する産業団地を加えた六団地において、それぞれ十ヘクタール以上とすること、脱炭素に関する事項について、団地の分譲要件として、入居企業の電力使用量の全量を脱炭素電源由来とすることなどを記載しています。

○議長（工藤慎康） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 本県稲作の生産振興に関する御質問二点にお答えいたします。

初めに、直播栽培の取組面積についてです。

本県における水稻直播栽培の取組面積は年々増加傾向にあり、令和七年度は二千七百七十三ヘクタールで、五年前の令和二年度から約一・五倍に増加しています。

作業別に見ると、水田に水を入れずに乾いた状態で播種する乾田直播栽培が増加しており、全体の約八割を占めています。

地域別では、西北地域が九百八十二ヘクタールと最も大きく、次いで中南地域が五百九十九ヘクタール、上北地域が三百二十四ヘクタールなどとなっています。

次に、稲作の省力・低コスト化に向けて、県は直播栽培の普及にどのように取り組んでいるのかについてお答えいたします。

水稻の直播栽培は、省力・低コスト化につながる画期的な栽培方法であり、技術の進歩も相まって、本県においても、収量、品質ともに移植

栽培と遜色ないことから、県では積極的に普及を図っています。

具体的には、令和四年度からの二年間は物価高騰などに対応した緊急的な補助事業を実施し、専用播種機の導入を支援したほか、今年度は県産業技術センターが作成した技術マニュアルを活用しながら、大規模生産者を対象とした研修会の開催や、取組意向者に対する個別巡回を実施したところです。

また、国の事業を活用し、作業を受託する事業者に対して播種機や除草剤散布機等の直播栽培に必要な一連の機械導入を支援し、地域の担い手による作業受委託の体制づくりを進めているほか、直播栽培を導入した場合の経営メリットについて動画を作成し、SNSで紹介することとしています。

○議長（工藤慎康） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 青森空港の機能強化に関する二点の御質問にお答えいたします。

まず、今冬の有料駐車場の混雑対策及び利用状況についてでございます。

県では、今冬の有料駐車場の混雑対策として、デッドスペースを活用した駐車区画百三十五台分の増設、除雪方法を見直し、雪寄せにより活用できていなかった駐車区画約二百台分の開放、誘導員の増員、空き台数のリアルタイム配信などを実施いたしました。

この結果、最も混雑した昨年十二月三十一日においても、一昨年の年末と同程度の千五百二十八台の御利用があったものの、駐車可能台数千九百四十台を確保し、約七九％の利用率であったことから、対策に一定の効果があつたものと考えております。

次に、今後の駐車場の利用客増加に向けた対策についてお答えいたします。

現状は、有料駐車場を空港関係者も利用していることから、一般利用者の駐車台数のさらなる確保に向けて、関係者用の駐車場を新たに整備

することとしています。

関係者用の駐車場の候補地としては、ターミナルに隣接している用地を予定しており、今年度は地形測量などの調査を実施し、来年度は設計及び用地測量などを進めることとしています。

県としては、来年度中の策定を目指す青森空港長期構想において、有料駐車場の持続可能な運営方法についても検討を進めていきます。

○議長（工藤慎康） 危機管理局长。

○危機管理局长（築田 潮） 避難所環境の向上に向けた市町村への支援についてお答えします。

県としては、大規模災害時において良好な避難所環境を確保するためには、市町村の備蓄推進も重要と考えており、これに向けて、市町村における業務の効率化や購入価格の低減等を図るため、市町村との共同調達を実施することとし、初年度である今年度は県内十八市町村と協定を締結し、食料品一品目の共同調達を実施しました。

今後、共同調達を実施する品目を拡大するなど、引き続き、市町村の備蓄品の整備を支援していきます。

○議長（工藤慎康） 警察本部長。

○警察本部長（安田貴司） 交通反則通告制度の概要に関する御質問のうち、自転車の交通反則通告制度導入の経緯についてお答えいたします。

自転車の交通違反については、いわゆる赤切符等を用いた刑事手続による処理が行われ、警察の捜査を経て、検察庁が起訴、不起訴を判断し、裁判で有罪となると、罰金などの前科がつくこととなります。こうした処理は、いわゆる青切符が導入されている自動車の違反処理と比べ、警察と違反者の双方に書類作成や取調べなどの時間的、手続的な負担が大きいことや、検察庁に送致がされても不起訴とされ、実態として違反者に対する責任追及が不十分であることが指摘されてきました。

また、近年、自転車を取り巻く交通事故情勢は厳しく、自転車側の交通違反も多いことから、警察では自転車に対する指導取締りを強化しております。

そこで、自転車の軽微な交通違反に対して、自動車と同様に青切符による処理を可能とすることで、手続的な負担を軽減するとともに、違反者に前科がつくことをなくしつつ、実効性のある責任追及が可能となるよう、本年四月一日から自転車にも交通反則通告制度が導入されることとなりました。

次に、本県における最近三年間の自転車が関係する交通人身事故について、自転車側の交通違反の状況をお答えいたします。

最近三年間の自転車に関連する交通人身事故件数は、合計で七百八十件であり、その中で自転車側に交通違反が認められた件数は五百五十八件で、約七割に交通違反が認められました。

自転車側の交通違反の状況を違反別に見ますと、交差点安全進行義務違反百五十六件が最も多く、次いで、安全運転義務違反百二十一件、横断等禁止違反百十四件、通行区分違反九十一件、指定場所一時不停止等違反三十二件などとなっております。

最後に、青切符により検挙された後の具体的な手続についてお答えいたします。

青切符により検挙された場合には、反則金を納付するための納付書が交付されますので、反則金を納付すれば刑事手続に移行せず、終結となります。反則金が納付されなければ、検察庁に事件として送致し、起訴されて有罪判決を受けた場合には、罰金等の刑罰が科されることとなります。

なお、信号無視や携帯電話使用などの政令で規定されている違反行為を行い、過去三年以内に二回以上検挙された方には、自転車運転者講習を受講してもらうこととなります。

○議長（工藤慎康） 寺田議員。

○二十九番（寺田達也） 丁寧な御答弁ありがとうございます。

一点だけ要望としてお話をさせていただきたいと思います。自転車の交通反則通告制度についてであります。

自転車で行行時に反則行為を行った青切符が交付されるのは十六歳以上であると伺っていましたけれども、十六歳ということであれば、高校生も含まれるということになります。高校生が少ない小遣いの中から反則金を支払うというのは大変厳しいことだと思いますので、そこは徹底した交通ルールの指導にも力を入れていくべきだとお願いをさせていただきます。

最後に、本県は、気候変動による農林水産業への大きな打撃や豪雪など、これまでどおりの取組では対処し切れない課題に直面しております。今後も、宮下知事を筆頭に、職員の皆様には知恵を結集していただき、県民が健康で安心して暮らせる施策をさらに推進していただくことをお願い申し上げます。

○議長（工藤慎康） これをもって一般質問を終わります。

◎議長休会提議

○議長（工藤慎康） 本職から提議があります。

お諮りいたします。議案熟考のため、明日は休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（工藤慎康） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上をもって本日の議事は終了いたしました。

三月十一日は午前十時三十分から本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後四時三十六分散会